

被災者が希望のもてる復旧・復興を目指して

# 東日本大震災

これから「創造的復興」を考える!!

「創造的復興」からの決別を

県民センター設立5周年総会

東日本大震災から5年が過ぎました。この4月には熊本地震が発生、1カ月が過ぎてなお、少なくない被災者がテント生活を余儀なくされ、阪神・淡路、東日本大震災の教訓が生かされているとは言い難い現実もあらわになっています。

被災者を置き去りにした「復興」はありません!!

「創造的復興」の名による「復興災害」から被災地・被災者を守りましょう。

被災当事者、支援者の方々をはじめ、どなたでもご参加いただけます。それぞれの立場からの発言で、これからの中をともに考える場にしたいと考えています。多くの県民の皆様のご参加をお待ちしています。

2016年  
6/19日  
13:30~  
仙台弁護士会館  
4階大ホール

仙台市青葉区一番町2-9-18 ☎022-223-1001(代)



# 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター設立5周年「総会」

2016年6月19日（日）  
於：仙台弁護士会館

## 【総会次第】

（司会：副事務所長・及川 薫）

13:30 開会  
開会あいさつ 代表世話人 青木正芳

13:35 ご来賓あいさつ

13:45 情勢報告（45分）  
東日本大震災、宮城県の復旧・復興の現状と「創造的復興」  
事務局次長 小川静治

14:30 基調報告Ⅰ 「村井県政の復旧・復興の5年間を検証する」（25分）  
代表世話人 綱島 不二雄  
基調報告Ⅱ 「県民センターの今後の課題と活動の方向性」（15分）  
事務局長 菊地 修

15:10 討論（50分）  
各分野PT・課題別報告、「医療費アンケート」途中集計報告にも触れて

16:00 討論のまとめ（10分） 代表世話人 綱島 不二雄

16:10 財政報告（5分） 事務所長 金田 基

16:15 世話人・事務局の紹介（3分） 事務所長 金田 基

16:18 アピールの提案・採択（5分） （提案）代表世話人 小澤 かつ

16:23 まとめ（閉会あいさつ） 代表世話人 村口 至

閉会 16:30（予定）

## 目 次

1. 情勢報告 東日本大震災、宮城県の復旧・復興の現状と「創造的復興」  
【資料一別刷り】
2. 基調報告 I 「村井県政の復旧・復興の5年間を検証する」 (1~8)  
II 「県民センターの今後の課題と活動の方向性」 (9~12)
3. 各分野 PT・課題別「報告」
  - 住まいと暮らしの再建プロジェクトチーム 報告1・2 (13~16)
  - 医療・福祉問題プロジェクトチーム 5年間のまとめ (17~21)  
同 付属文書(1)~(3) (22~36)
  - 「創造的復興」をめぐる諸問題 (37~41)
  - 宮城の農業・漁業ー復旧・復興の現状と課題 (42~43)
  - 3.11 東日本大震災から5年経過 宮城の教育は (44~45)
  - 「原発賠償」に関わる取り組み (46~48)
  - 女川原発の再稼働中止-5年で広げた共同を「オルミやぎ」に (49~50)
  - 「指定廃棄物最終処分場建設」をめぐるたたかい (51)
4. 財政報告 【資料-別刷り】
  - 1) 決算報告
  - 2) 会計監査報告
  - 3) 予算案
5. 代表世話人、世話人、事務局体制について (52~54)
6. 「事務局」活動日誌 (55~64)

## 基調報告Ⅰ 「村井県政の復旧・復興の5年間を検証する」

代表世話人 綱島不二雄

### I. はじめに

国の復興構想会議の提唱（「創造的復興」高台移転、職住分離、減災等）をはるかに超える大規模土木工事の実施、それとは対象的な貧弱かつ冷徹な被災者に対する復旧・復興策の強行、これが宮城の復旧・復興の5年間の現実です。残念ながら怒りを込めてこう言わざるを得ません。

さらに、復興庁設置（10年期限）に11ヶ月もかかるという政府の初期対応の混乱、政権交代後に誕生した安倍政権の立憲主義を無視した安保法制の強行、無責任なアベノミクス政策の強行による国民生活の疲弊（労働条件の悪化、貧富格差の拡大）は、大震災からの復旧・復興の大きな足かせになった5年間でもありました。

加えて、村井知事の存在です。国の惨事便乗型大土木事業の忠実な実行者を演じました。大震災発生時「当初は暴動が起きるのを恐れた」と述べています。まさに権力者の上から目線そのものです。

しかし、県民、被災者は、困難の中、実に冷静に対応しました。この住民の力こそ、大震災から復興の原動力に他なりません。一つのエピソードですが、六郷小学校体育館に避難した被災者は、6月末の退却時に、1日かけて体育館を磨き上げ、子供達にありがとうございましたと返し、仮設住宅に移りました。苦しい避難所暮らしの中で、食料支援を続けてくれた、山形の農民グループに何かお礼をと、なんと田植の手伝いに出かけるという創意を見せてくださいました。こうした被災者を「暴動をおこすのでは…」という目線で見る村井知事に、被災者の権利尊重を求めるることは至難の業ですが、私達県民センターは「被災者の希望のもてる復興」をかけ、5年間活動をつづけてきました。

### II. 復興構想会議と「創造的復興」

「これだけの大土木工事になるとは予想していませんでした。」「ただ、人が住まないところへの防潮堤は気になる。」国の復興構想会議の五百旗頭真会長はこう述べています（2016.2.7「朝日新聞」）。防潮堤の責任者である中央防災会議専門調査会の河田恵昭座長は「住民の生活と結びつける作業はしてこなかった」「明治三陸地震は特別なケースでモデルにすること自体が間違いだ。巨大防潮堤だけ残ってどうするんだとのおもいだ」とも述べています（2.8「朝日」）。さらに復興構想会議検討部会飯尾潤会長は「民主党政権は、原発事故と政局にかかり切り、その政治的空白の中で官僚の力を集めた提言につながった。まちづくりでは、高台移転と防潮堤の組み合わせを提言したが、これだけ全面的に行われるとは思わなかつた。秋になって驚いたことは、会議で想定したすべて、いやそれ以上が予算化されたこと」と述べ

ています（2.28「朝日」）。いざれも当事者としての責任を感じさせないものばかりですが、国、財界の大きな力が働いたことを示しています。この事業との関連で建築制限区域の土地のうち 50%は未だ何の用途への目途もたっていない空白地（2016.2.8「NHK」）状態です。

2015 年 3 月仙台市で開催された国連防災世界会議で各国が合意した原則は「ビルド・バック・ベター（より良い復興）」です。その言葉には被災者の立場が充分込められていると思われます。それを「創造的復興」として、大土木事業中心に復興事業を実施したことは、日本の国際的独断と言えないのでしょうか。しかも議論の中で「東北という日本の特徴を象徴する地域を最先端の『災後モデル』に変えてゆく」という発想は、今日の日本の貧しい社会経済構造をどう捉えているのか大いに疑問とするところです。加えて「震災前に方向性がなかったことは、急には準備できない」との飯尾氏の言葉は、「創造的復興」を提唱した一人として「その責任」を負っていないところに国の復興構想会議のもつあやうさを感じないわけにはいきません。

しかもこの 5 年間で 3 県のプレハブ仮設住宅で 190 人（宮城は 84 人）もの孤独死が報告されています。地元の小学校で育った児童がふる里での生活がないままに、他の地域で中学生になります。

被災者の生活状況は、劣悪なまま、仮設住宅居住も宮城では 2016 年 4 月末現在、当初入居の 40%の方々が残されています。仮設住宅の撤去期間は、被災 19 市町のうち 6 市町は、2019～2020 年という見通しを示しています。災害公営住宅の完成は 50%に止まっています。復興のおくれに加え、被災自治体間に大きな復興格差を生じているのは大きな問題です。被災地からの大量の人口流出も止まりません。

被災者の権利は復興の片隅に追いやられようとしています。しかし、被災者は頑張っています。力を合わせて、被災者本位の復興に向け努力を続けていきます。

### III. 被災地の状況を無視した村井県政—「創造的復興」

#### 1) 被災現場を直視しない知事の目線

宮城の沿岸被災地は、その多くが漁業、農業を生業の主とする漁村、農村です。岩手県の達増知事は「被災された方々が衣食住と学ぶ機会、働く機会を確保し、再び幸せな生活を送ることができるようしていくこと、そして犠牲となられた方々のふるさとへの思いを受け止め、引き継いでいくことが復興の大原則」と宣言しました。これに対して村井知事は「単に元に戻す復旧ではなく創造的復興を」と述べ、「創造的復興」推進の先頭に立ちました。

この点に関して村井知事は「集中復興期間は 5 年間で、6 年目からは（財源）がないかもしれないと思いながら相当無理をした。保証がないなかでソフトとハードどちらかと言えばハードを優先せざるを得なかつたのだ」（2016.3.2「朝日」）と述べています。この言葉は、阪神淡路大震災から 20 年たった時点での当時の神戸市の

担当者が、復興から取り残された長田地区の現状を前に苦しげに口にした言葉そのままです。知事の空疎な発言には驚くばかりです。地域の特性、そこで日常生活を営んでいた人々への目線はまるでないことはあきらかです。ただ予算ありきという姿勢なのです。海との共生のまち志津川（現南三陸町）は、盛土市街地（建設中）と防潮堤により、まったく新しいまちづくりに取り組むことになりました。人口流出が続くなかでの困難が予想されます。

達増知事は「被災した 108 港、すべてを復旧する」と述べ、漁業者に勇気を与えるました。これに対して村井知事は、「拠点港重視、漁港の集約化、漁業権の民間への開放」を唱え漁業者に怒りと反発を与えました。

私達みやぎ県民センターも、漁業権の民間開放は、日本漁業の根幹に関わる重要な問題として、県漁協と共に「水産特区」反対の集会を石巻で持ち、仙台での集会では、労働組合旗と大漁旗が、並んでアピール行進を行うという取り組みも行いました。「水産特区」は、石巻市桃浦浜での桃浦かき生産者合同会社の設立をみましたが、局所的な範囲での実行に止まり現在に至っています。

ちなみに達増岩手県知事が復興構想会議の席上主張した「被災した水産加工団地の国による買取り、整備、そして加工業者への無償貸与」という「特区構想」<残念ながら両論併記ということで実現しませんでした。>は、同じ「特区」でも、村井知事の「水産特区」より、はるかに被災現場からの発想ということができます。

## 2) 国の意を体した知事の行動

巨大防潮堤建設、沿岸道路の嵩上げとなる 2 線堤防御、並びに大規模盛土市街地形成という惨事便乗型巨大土木工事が住民の意向を聞くことなく、なれば一方的に進められています。ここでは国の意向を体した、村井知事の言動が問題です。

村井知事は、著書の一つである「復興に命をかける」の中で「これまで自治体の主体性を尊重してきたが、今回はあえて被害の大きかった地域に建築制限をかけ、まちづくりに関しても方針を伝えました」と述べ、この事業の先導役を果たすことを明らかにしています。国の復興構想がそのまま宮城県でモデル事業として実施されました。こと漁業に関しては、今回の大震災は、宮城県漁業のすべての流出という認識が欠如していたと言わざるを得ません。それ程大きな打撃でした。

一方、例えば旧雄勝町では、大震災で、元の中心市街地すべてを流失し、住民も旧町を離れざるを得ないという状況に陥りました。当時、現役の小学校の教員であった T 氏は、発災 2 年目に子供達を対象に「震災教育」プログラムを実践しました。大震災を目の当たりにした子ども達の思いを引き出すプログラムでした。子ども達のふるさとへの思いは強く、各人がそれぞれ現実に向き合い、未来をしっかりと見つめていることをあらためて知った感動のプログラムです。T 氏は、「千年のうちの一日は、海は我々にこれだけ大きな試練を与えた。しかし、999 日は、豊かな海と私達は共生しているのだ」と述べて住民目線の復興構想を提案しました。その中で失

われたふるさとどう向き合うか、それが課題です。しかし、その前に防潮堤の大巾嵩上げ構想が立ち塞がっています。美しい湾に面した旧中心市街部は建築制限で人影はありません。まさに被災者の権利を断ち切る施策そのものと言えるのです。

防潮堤、2線堤、高台移転は、日本の大手ゼネコンが東南アジアに狙いを定めて進出しようとしている災害インフラ整備のモデルと言うべき典型的災害便乗型巨大土木事業と言えるものです。

こうした状況が続く背景には、国の ASEANへの災害整備インフラ事業の輸出意図が働いています。

国連での「世界津波の日」11月5日（3月11日ではない）採択に続いて自民党の二階総務会長・林経済相、運輸、建設、港湾の大手企業幹部等、総勢1,100人の訪問団が、インドネシア・アチェ州を訪問しました。ASEANでは、温暖化、巨大災害対応で今後55兆円規模の市場が予想されているからです。（2015、11.27「朝日」）

これに呼応するかのように村井知事は、先にふれましたが「分権を進めなければならない県が、市町村のまちづくりに口をはさむべきでないと考え、従来のようなまちづくりまで含むフルセット型の総合計画にしませんでした。しかし、今回の震災では、逆に市町村が計画をつくる前に、県が被害の大きかった地域に建築制限をかけた上で、まちづくりに対する方針を敢えて伝えました」（村井「復興に命をかける」と述べています。

#### IV. 被災者の権利軽視の村井県政の足跡

2016年5月、村井知事は、ヘリコプターで被災地の復興状況を視察しました。視察後の談話は「1. 復興は順調に進行、2. 三陸道の延伸は力強い、3. 防潮堤に未完成のところがあるが早く進めたい」というものです。あきれるほどの文字通りの「上からの目線」です。以下、その目線からなる復興策と被災者の状況について箇条書的に述べます。

(1) プレハブ仮設住宅の一括発注（阪神淡路、中越の教訓に学ばず—劣悪な居住環境）は、その典型といえます。

仮設住宅、災害公営住宅での孤独死は、後をたちません。コミュニティが崩れているからです。

(2) 医療費窓口負担の市町村への一方的押し付け（制度中断、縮少）はその大きなあらわれです。—岩手県は継続→宮城では、9市町が継続を表明していますが、仙台市では4月からの継続は実現しませんでした。県民センター、社保協、県民医連、保険医協会、被災自治会長と共同で交渉を継続し、仙台市長との直接会見も実現しましたが、「国の対応がない限り継続は困難」の一点張りでした。私達は、これからも免除復活を引きつづき要求していきます。

(医療 P T 報告参照)

### (3) 「住まいは人権」の軽視

① 災害公営住宅の建設に県は一切関与していません。(岩手は 40% 県営です)

完成したのは 64.6% に止まっています。(2016 年 5 月末)

② プレハブ仮設住宅の集約化

公営住宅のおくれにもかかわらず、県内各市町村（一部は次年度）では、  
2016 年 3 月から集約化に着手、10 月から解体着手予定となっています。

県民センターとして、この間、仙台市の担当部局と詰めた意見交換を行ってきましたが、最後の一人まで権利保障を勝ちとるつもりです。問題の根源には、入居希望者の数を下まわる災害公営住宅整備数に固執する市の方針があります。

「石巻すまい連」も奮闘中です。「みなし仮設」の「みなし公営住宅」化の方向も、国会議論の中では担当大臣から発せられています。より大きな取り組みが必要とされています。(住まい P T 報告参照)

### (4) 農・漁業への「創造的復興」の押しつけ

被災 3 県はいずれも農・漁業を重要な産業としています。また地域のくらしを支える大きな力となっています。震災ではこの漁業のすべてが、そして沿岸部の農業が大きな打撃を受けました。

漁業では、村井知事は、142 ある漁港の集約化、漁業権の民間への開放を打ち出し、漁業者の怒り、反発を買いました。これとは対照的に達増知事は、111 港あるうちの被災した 108 港すべてを復旧すると宣言しました。

両者の違いは、中小企業の復興には有効なグループ補助金の申請にも色濃くあらわれました。宮城ではトヨタ等の大企業のサプライチェーン型の申請がなされ、岩手では、漁業・水産業の復興への申請が大半を占めました。復興の最中の漁業の根幹を揺るがす「水産特区」構想への抗議行動に漁業者、県漁協は、忙殺されました。私達は大規模な学習集会を開催し、学習会では、浜のくらし、漁業の実態を学び、海との共生の重要さを再認識しました。

こうした村井県政の下でも、漁業者の復興の力は衰えることなく、ハーダの復旧のおくれを創意工夫で乗り越えて、水揚量、水揚げ金額では、震災前の水準に戻りつつあります。

しかし、水産加工業の復興は困難をきわめています。復興に向けて再開した企業は、従来の 80% にのぼりますが、経営の見直しの立っている企業は 20% 程度です。販路の確保が課題です。イベント中心の販売活動では採算がとれません。岩手県の達増知事は産直をフェア・トレードと位置づけ、安価競争のつづく市場参加ではなく、産直活動に活路を見出すべく努力をつづけ

ています。宮城も産直活動に取り組んで来ましたが、さらに一步深めることが求められます。

「水産特区」も当初予想された規模より、小規模なものとなり、カキ養殖に特化したかき生産者合同会社として設立されましたが「民間資本の導入」との見込みとは逆に、大幅な県費投入を余儀なくされているのが現状です。

農業の復興に向けた施策は経営の大規模化、農業生産法人化に特化され国費が投入されています。水稻作では、1 ha 区画の水田造成、数名の農家で営農する農業法人化、会社化が推進されていますが、TPP の影響を見据えると営農計画も見通せないという現実に直面しています。

農業は、兼業農家が中心でした。この層への手当がまったく計画されておらず、将来的には、地域農業の大巾縮小も予想されます。

宮城県は、TPP による影響試算を行うことも拒んでいます。

県民センターとしても、目下「せんだい東部復興市民会議」の活動に参加して、農業者による特色ある地域活動に取り組んでいます

TPP の受け入れも日本農業の将来には大きな負担です。私達も「反 TPP ネットワークみやぎ」の一員として、TPP 導入阻止にむけての活動に取り組んでいます。農業のみならず、国民生活にも大きな影響が予想されるからです。

#### (5) こどもの権利無視

原発事故発生後、村井知事は宮城県では放射能の影響なしと宣言し、子どもの健康調査も実施せず、2011 年 3 月に教員の人事異動も強行しました。(岩手は凍結し、継続して震災対応にあたりました。)

いま日本の子ども達は、貧困格差が大きい状況の下におかれています。

ユニセフの発表では、先進 41ヶ国の中で、格差の大きさは 8 番目に位置づけられています。ワースト 10 入りしているのです。その日本の宮城の子ども医療費助成は全国最低水準にとどまっています。

「東日本大震災みやぎこども育英基金」の大幅流用も強行しました。(1 人当たり交付額は、岩手の半分という水準のため、寄せられた寄付金 91 億円のうち 50 億円以上が流用されます)。県民センターとして反対声明を出してきました。(こども・教育 P T 報告参照)

#### (6) 原発事故損害賠償

農民連、弁護団とも共同して、一定の成果を勝ちとりました。(原賠 P T 報告参照)

#### (7) 広域防災拠点計画の強行

村井知事は、県議会での審議も不充分なまま「創造的復興」の一端として、非常識にも仙台市の中心部に、広域防災拠点を築こうとしています。「整備検

討会議」でも最後まで「総括がない」「根拠なし」との声が上がりましたが、それをも無視した計画です。この点について、6月2日県に対して申し入れ、また記者会見も行いました。（「創造的復興」をめぐる諸問題一の頁、参照）

#### （8）震災復旧・復興とは直接関係しない巨大プロジェクトの推進

村井知事は、この間仙台空港民営化、メディカルメガバンク、医学部新設、水素ステーション建設等々の直接関係のない、巨大プロジェクトを掲げ、その推進に努力を傾注しました。

### V. 最終処分場問題

原発事故由来の放射能指定廃棄物最終処分場問題は、その根源に「安全神話」に乗ったきわめて無責任な「原子力事故損害賠償法」があります。この法律では、事故対応ができず「原子力事故損害賠償支援機構法」を急遽成立させました。その立案中に、稻わら由来の指定廃棄物が、福島以外の5県に多くあることが判明し、これまた「特措法」を作り、その最終処分場も各県に1カ所建設するとしたのです。福島以外各県の責任でといわんばかりの特措法なのです。

村井知事はこの「特措法」をいち早く受け入れました。知事主導で候補地を選出しましたが、地元の大反対にあい、現地調査は中断されました。事情説明に来県した副大臣に怒声を浴びせるパフォーマンスで知事自らの責任逃れに徹しました。

最終処分場建設問題は、地元住民の大反対運動によって、昨年12月に3市町とも候補地を返上するに至りました。村井知事は、3月19日に非公開の市町村長会議を開き、4月以降も会議を開催し、対応を考えていくとしています。しかし、あくまでも一ヶ所への集中を掲げ、県内各地の8,000ベクレル以下の廃棄物問題については明確な方針を示していません。

### VI. おわりに

村井県政の復興の5年間は、被災者の権利無視の災害便乗型大土木事業のモデルであり、地域の声に聴く耳を持たず、中央言いなりの復旧・復興であったといえましょう。医療費窓口負担免除中断の際に記者の質問に答えて発した「批判をおそれずに言えば、被災者に感謝の念をもってもらいたい」－この言葉につきます。しかし、こうした状況にもかかわらず、これまで頑張ってこられた被災地・被災者の努力は高く評価されなければなりません。

集団移転で成功例にあげられている岩沼市玉浦西団地の完成は市当局の素早い対応が大きな力になりましたが、結果としては合併まえの旧玉浦村の各集落が、一つの団地に入ったものであり、コミュニティの力が原動力となっている点も見落とすことはできません。

盛土市街地、高台団地の今後が懸念され、また、公営住宅でのコミュニティの形

成が大きな課題となります。被災地農村の大半を占める兼業農家の営農条件が奪われている現状からの脱皮も、地域経済、地方再生の重要課題です。国境がすべて海の島国日本での、ちいさな浜の生業の確保が日本の地勢を守るという重要性をふまえてあらためて考え、再生方策を提示することも課題です。農業、農村の再生も同じで地域の多様性が日本の特徴です。

「首相の改憲論—あまりの倒錯に驚く」(2016.2.6「朝日」)、と言う時代を迎えています。国民の権利を守り、憲法を生かす活動が今強く求められています。

日本は世界で唯一の原爆被爆国であり、「平和憲法」を有する唯一の国でもあります。世界に拡がる武力紛争に対して、平和の旗を掲げて、国連の場で発言し、平和のための行動提起をする資格を認められる唯一の国とも言えます。その日本自らが「平和憲法」を投げ棄てようとしています。国際的にも安倍政権の暴挙はしっかりと止めなければなりません。

宮城県の大震災復旧・復興の総指揮者である村井知事の5年間は、被災者・被災地の復旧を遅らせ、困難にしていると私たちは考えます。

それに加えて、安倍政権の強引な政権運営は、なかみはなく、貧富格差の急拡大をもたらし、国民生活の水準低下を招いていることも、復興の大きな妨げとなっています。

復興災害をくり返してはなりません。公共インフラ整備についても、住民の声をあげつづけなければなりません。立憲主義を尊重し、被災者の権利を尊重し、それを実現させる私たちの活動は、国民の基本的人権を守り、大きな国民運動の一環と位置付けられます。

宮城県の未来を創るために、私たちは村井県政の復旧復興を徹底的に検証する活動を続けます。

瞳を輝かせて未来を見つめる子どもたちの笑顔、ゆったりと安らいだお年寄の笑顔を一日も早く取り戻すために。

以上

#### <付記>「県民センターの5年間」活動の特徴と課題、メモ

1. 被災者の権利—憲法に基づく幸福追求論、生活権、財産権の保障する「人間の復興」を「創造的復興」に対峙
2. 被災者と共同して権利追求活動を展開：医療費、住まい、原発賠償
3. 基礎自治体と共同しての運動の展開
4. 被災者自治会拡充に向けて努力
5. 既存の運動体との共同活動—脱原発、反TPP、「水産特区」、「焼き出し」
6. 当面する課題、問題への即時対応—声明、行政への質問要請
7. これまでの活動を通しての政策要求からより大きな視点に立っての政策提言へ  
→災害対策法制の抜本的見直し、住宅政策、地域医療、社会保障等

## 基調報告Ⅱ 県民センターの今後の課題と活動の方向性

### 1 「創造的復興」からの決別を求める。

宮城県は、阪神大震災の教訓に目を向けず、より極端な「創造的復興」政策を推進しています。例えば、(1)長大な海岸線に巨大な防潮堤の建設、(2)大規模な盛土復旧や高台移転の推進、(3)「仙台空港の民営化」とアクセス鉄道への巨億の投入、(4)地域防災拠点整備と称して仙台市宮城野原貨物ヤードの巨額買収を推進等々、まさに被災者に対する復旧・支援は二の次とし、県民との情報共有も不十分なまま、震災を利用した巨額の投資で県の土建開発に奔走しているのが現状です。これらは宮城県の未来の発展の道を閉ざしかねないものです。

震災からの復旧・復興は、日本国憲法13条、25条等にもとづく被災者の憲法上の権利です。当県民センターは、あらためて宮城県に対し、「創造的復興」からの決別、「被災者・被災地が主役の復旧・復興」への政策の転換を強く求めていきます。

### 2 住まいの問題

震災後5年を経過してもなお集団移転と復興公営住宅整備等が大幅に遅れ、被災市町間の格差が広がっています。そして、住まいの再建の見通しが持てない未定者・再建困難者が依然として多数を占める中、仮設住宅の供用終了による退去が進行しています。とくに、仮設住宅退去に伴い、大幅な生活の質の低下（高家賃、狭小化、遠隔地化等）が懸念されています。

そこで、当県民センターは、(1)復興公営住宅の量的確保（復興公営住宅の居住ニーズをふまえた（追加）整備、復興公営住宅の入居基準・資格の見直し）、(2)家賃補助制度の確立（復興公営住宅等の家賃補助の実現、借上げ復興公営住宅の確保と家賃補助との連携）、(3)様々な居住支援策の展開（生活再建プログラムの充実、被災者の生活再建のための住宅セーフティネット機能の強化）等を求めていきます。

### 3 医療費免除問題

被災者と県民センターの粘り強い運動の結果、2014年4月被災者医療費免除制度が復活しましたが、対象を「大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯」に限定したため、再開の対象になったのは従前対象者の2割程度にとどまりました。しかし、それも被災市町村国保に対する国の追加支援の期限が2015年度末までとなっていたため、2016年4月以後の免除継続は各市町村の判断に委ねられ、その結果2016年4月以後継続しているのは、石巻市、塩釜市、気仙沼市、名取市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、東松島市、女川町の9市町にすぎません。仙台市は市長が「国の支援が決まらない中で継続はできない」と言って継続を拒否しました。

保険医協会が2015年11月から2016年1月中旬にかけて被災者を対象に実施したアンケート結果では、回答者の8割以上が「現在持病がある」、「健康に何らかの不安がある」と回答しています。また、現在免除の対象となっていると回答した被災者の4割弱が、免除を打ち切られたら「受診をやめる」、「受診回数を減らす」と回答しており、病状悪化や生活破たんなど被災者がより窮地に追い込まれることが懸念されます。この5月連休明けから関係4団体でハガキアンケートの配布と電話相談の活動を開始しましたが、想像した以上に深刻な訴えが寄せられています。大震災から5年経過しても、まだまだ医療費免除は被災者にとって必要であり、まさに命綱です。当県民センターは、国の責任で被災者の医療費一部負担金免除を拡充することを求めるとともに、宮城県に対しても積極的な財政支援策をとるよう強く求めていきます。

### 4 広域防災拠点整備問題

宮城県は、300億円という巨費を投入する仙台市宮城野原地区への広域防災拠点計画を進めています。しかし、阪神淡路大震災後、防災拠点は市街地内ではなくその周辺に配置するという考え方が一般的ですが（市街地に拠点を置くと活動が制約され、救援物資の調達も困難になる）、宮城県の計画は市街地のど真ん中、宮城野原地区が計画地となつ

ています。また、宮城野原地区は国が考える要件を満たさず、広域防災拠点を整備してはならない場所の典型です。この計画は、「創造的復興」に名を借りた300億円もの壮大な無駄遣いであり、計画は即刻撤回されるべきものです。当県民センターはそのために全力を尽くします。

## 5 指定廃棄物最終処分場問題

当県民センターが側面支援し、加美町の町長始め住民の力で環境省の詳細調査を断念させ、昨年12月には栗原市、加美町、大和町が候補地返上を表明し、最終処分場建設計画を実行不能に追い込みました。しかし、環境省は最終処分場建設を断念したわけではなく、村井知事も環境省が考える範囲内での解決を目指しているにすぎません。

当県民センターは、国の責任で汚染廃棄物を厳重に管理する方針に転換すること、あらゆる段階で住民合意を原則にすること、「焼却炉のバグフィルターでセシウムの99.9%除去される」という環境省の見解の科学的検証を求めていきます。

## 6 原発賠償問題

農民連、弁護団ともに大きな成果を上げていますが、被害救済は全体のほんの一部にすぎず、多くの被害者が泣き寝入りを強いられています。当県民センターは、引き続き、完全賠償のために被害の掘り起しに重点を置き、被害救済に当たっていきます。

## 7 女川原発再稼働阻止

女川原発は大地震の震源の間近に位置する世界一危険な原発です。東日本大震災の際、女川原発が無事だったのはいくつもの幸運によるもので、まさに「紙一重の無事」でした。しかし、東北電力は女川原発の2017年4月以降の再稼働という方針の下、着々と再稼働の準備を進めています。大飯原発と高浜原発の稼働差し止めを認めた裁判所の仮処分決定では、その理由として、①安全性が保障されていない、②住民に対しまともな避難計画が用意されていないことが共通して指摘されており、原発推進論のこの2つの弱点を突いて「原発ゼロ」の県民合意を目指す運動

を進めていきます。具体的には、

- 1 ) 原発の安全確保が全く不十分で事故時の避難が困難であることを知らせる宣伝と学習運動に系統的に取り組みつつ、2012年1月からスタートさせた「女川原発再稼働反対署名」を運動の中軸に据えて推進し、目標の30万筆の早期達成を目指します（現在の到達は12万筆）。
- 2 ) 当県民センターが他の運動団体と共同して設置させた宮城県の「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」について、その役割発揮と運営の改善を求めていきます。
- 3 ) 実効性のある避難計画の策定を求め、策定に不可欠な重大事故時の放射能汚染拡散シミュレーションなどを要求するとともに、避難計画の実効性の検証を迫ります。
- 4 ) 当県民センターは、「原発ゼロの復興」を一貫して追求するとともに、原発の再稼働の可否が県民の合意で決定されるようにすることを求めます。この目標のために、拒否権のある安全協定の締結を求める住民運動との共同を進めます。

## 8 メディカルメガバンク問題

大震災を奇貨とした被災地を対象に遺伝子情報を収集するという典型的な惨事便乗型プロジェクトとして今後も厳しく批判していくとともに、すでに県民15万人分の遺伝子情報を収集していることから、漏えい、目的外利用等県民の人権侵害にならないよう監視していきます。

以上

## 住まいと暮らしの再建プロジェクトチーム報告1

### 1)住まいの再建をめぐる状況と活動の概要 2015.6—2016.5

- ① 震災後5年を経過し、集団移転と復興公営住宅整備等が進み、被災者の住宅再建の見通しがつくはずであった。しかし、それらの整備が大幅に遅れ、被災市町間の格差が拡がっている。特に仮設住宅入居期間の長期化と住宅再建に関わる問題、再建先でのコミュニティづくりへの対応が迫られている。
  - ・県内全体の応急仮設住宅入居戸数も16,000戸に上り、約35,000人の入居者が(2016年5月末現在)。復興(災害)公営住宅の県全体の進捗率は、まだ62.5%であり、気仙沼市、南三陸町、女川町は30%台に止まり、石巻市も55%で、格差が明確になっている(2016年4月末現在)。
  - ・沿岸部被災地の人口流出と仙台都市圏への集中;2015国調速報値。沿岸14市町—3.5%(仙台市宮城野区、若林区を除くと—6.0%)。女川町—37%、南三陸町—29%、山元町—26%。
- ② 復興・住宅再建の格差がひろがる一方で、再建の見通しが持てない未定者・再建困難者が依然として多数を占める中、仮設住宅の供用終了による退去が進行している。特に仮設住宅からの退去と同時に、大幅な生活の質の低下(高家賃、狭小化、遠隔地化など)に至るのではないかという懸念がある。
- ・2015.5月末時点の県発表(問題の一部)では、再建未定5,700世帯(プレハブ仮設1,800世帯、みなし仮設3,200世帯(以上仙台市外)、仙台市677世帯)であったが、このデータは問題の矮小化に利用され、今日でも相当の未定者、再建困難者が存在する。
- ・未定者、再建困難者等について、仙台市には再建加速プログラムと銘打った支援策はあるものの、その実態と見通しは不透明であり、石巻市の場合は、復興全体の遅れで、7年目の「一律延長」が決まったが、その後の支援策の確立が焦眉の課題である。
- ③ 県民センター・住まいPTとしては、各種再建支援策の拡充や復興公営住宅の追加整備、みなし仮設住宅への継続居住、復興公営住宅の家賃・入居資格の見直し等を求め、様々な活動を展開してきた。

#### 【仮設住宅居住者の実態調査、相談活動】

##### ○(仙台市内)仮設住宅居住者の聞き取り調査:実態、問題・課題が浮き彫りに

<1回目>2015.6.7~14

・対話戸数82戸、再建決定54戸(65.9%)、再建未定28戸(34.1%)

<2回目>2015年9.24~25

・調査対象33戸(前回の再建未定者等)、対話戸数23戸(69.6%)、「見通し着く」10戸

・未決定13戸:多数、復興公営住宅落選経験。未決定の理由:入居資格(世帯分離、内縁関係、被災時住民票、外国人)、収入超過、経済・健康、家族関係、原発事故避難

##### ○住宅問題電話相談:その時の状況を反映した相談が寄せられている

<1回>2014.12.20(仙台市第1回抽選直後):3件と少ないが、復興公営住宅入居手続きや入居要件、みなし仮設退去時のトラブル(修繕費用)

<2回目>2015.11.27(復興公営住宅落選・入居、仮設退去通知):12件の内6件が入居要件(「半壊」認定等)・家賃等の問題

<3回目>2016.2.12~13(県みなし仮設退去督促):24件(面談5件)と多く、内19件が仙台市在住。「特定延長」以外は、退去通知が送付され、切羽つまつた相談が目立った。みなし仮設退去時精算に関する相談も。

<4回目>2016.4.22～23(みなし仮設退去本格化)：5件に止まった。みなし仮設の退去期限、生活困窮、災害公営住宅入居後の生活についての相談等

○今日の被災者の実態より明確にし、具体的な支援策を当局に求めるため、仮設居住者及び住宅再建者の聞き取り調査を実施中である。

#### 【関係機関との意見交換等】

○住宅再建見通しの明確化に向けた関係団体、機関との意見交換等：石巻住まいと復興を考える会連絡協議会、(一社)パーソナルサポートセンター(仙台市住まいと暮らしの再建サポートセンター及び県被災者転居支援センター業務受託機関)、仙台市生活再建推進室、宮城県震災援護室等

○住まいPTとしての主な活動報告：ニュースレターへの住宅再建情報の掲載、2015.11.08 緊急シンポジウム「一人ひとりが希望のもてる住宅再建を」、2015.11.21～22 災害対策全国交流集会 2015in みやぎ(松島)

○国会行動・政府交渉参加 2015.6.26、2016.5.

#### 2)今後の支援活動をめぐる課題

①仮設住宅延長期間の終了に合わせて、各被災自治体各々「生活再建プログラム」(県被災者転居支援センターの活用など)によって支援が行われる。しかし、県は被災地の人口流出・集中という事態への広域調整を放棄し、被災自治体では復興公営住宅の整備戸数が抑えられ、被災者は入居資格で振り落とされ、残された民間賃貸住宅への入居も家賃の高騰に晒され、再建どころかさらなる生活の質の低下を強いられつつある。

②生活の質の低下と相俟って、被災者が社会一般の貧困化の渦中に紛れ、再建をめぐる問題が見えにくくなりつつある(相談件数減少の背景)。今後は医療・介護の一部負担金免除打ち切りなどの要因も加わり、問題が深刻化・複雑化するものと予想されるが、例えば復興公営住宅の家賃低減が6年目からは段階的になくなり11年目には通常家賃になる。また、自力再建の場合も復興融資の据え置き期間も一定期限が過ぎればローン返済問題が表面化する可能性も大で、いずれにしても支援策の拡充・強化は避けられない。

④ 以上の状況をふまえ、被災地共通のテーマである生活再建支援金の増額を求めつつ、住まいの再建と地域居住政策確立に向けた課題である「公的住宅の量的確保」と「家賃補助制度の確立」、「様々な居住支援の展開」の一体的な展開—県民生活の向上のための住宅政策の再構築—に向け、次のような政策課題を掲げ、活動する。

##### ●復興公営住宅の量的確保

- ・復興公営住宅の居住ニーズをふまえた(追加)整備
- ・復興公営住宅の入居基準、資格の見直し

##### ●家賃補助制度の確立

- ・復興公営住宅等の家賃補助の実現
- ・借上げ復興公営住宅の確保と家賃補助との連携

##### ●様々な居住支援の展開

- ・生活再建加速プログラムの充実
- ・被災者の生活再建のための住宅セーフティネット機能の強化

## 住まいと暮らしの再建プロジェクトチーム報告 2

### 仙台市の宅地被害の復旧

#### 1. 仙台市の宅地被害と復旧について

仙台市の宅地被害は、仙台駅を中心に半径5キロ以内で昭和30年代から40年代に造成された団地に集中した。仙台市が認定した被害宅地は、2013年5月時点で5,523宅地、最終的に5,728宅地である。

仙台市が、被災直後に認定した2,078宅地は、既存の「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」に対して適用外が93%、新潟・中越地震の特例措置「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」に対しては63%が適用外であった。このため、新たな対策事業の新設が仙台市の課題となった。東日本大震災復旧・復興県民センターが宅地被害ネットワークを立ち上げ、緑ヶ丘等各地で住民運動を組織して仙台市と協議を重ねて、新たな制度「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」を作らせたことにより、公共事業で復旧を進める道を切り開いた。

復旧は最終的に、公共事業の対象になったのは造成宅地滑動崩落緊急対策事業160地区と災害関連地域防災がけ崩れ対策事業9地区、合計して169地区、約2,521宅地(国が90%負担、宅地所有者が10%負担)。仙台市独自の助成金制度である東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度適用3,207宅地(復旧工事費のうち、100万円を超える部分の90%を助成(上限額1,000万円))。現在までの復旧状況は下表のとおりである。

被災宅地復旧状況(H28. 1. 1現在)

	公共事業 対象宅地数	助成金制度 対象宅地数	合 計
	2,521	3,207	5,728
復旧・補修済み宅地数(※1)	2,221	2,122	4,343
うち要注意宅地判定(黄)	1,583	1,466	3,049
うち危険宅地判定(赤)	681	525	1,206
未復旧・未補修宅地数	300(※2)	1,085	1,385
うち要注意宅地判定(黄)	238	1,065	1,303
うち危険宅地判定(赤)	19	151	170
未復旧・未補修のうち			
早期復旧を要する宅地	0	12	12

(※1):現在工事準備中のもの、及び工事中のものを含む

(※2):工事承諾が得られない等の理由により工事が実施出来ない宅地

未申請の主な理由(所有者等の聞き取り結果)

- ①補修で対応
- ②被害が軽微であり現状維持で問題ないと判断
- ③土地売却の検討

#### 2. 復旧に果たした被災住民の運動について

仙台市の宅地被害復旧は、既存の制度「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」の条件緩和・交付率改

善を内容とした新たな国の支援制度「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」による公共工事が基本。この制度を国に作らせるために、仙台市が果した役割は大きいが、それを後押ししたのは被災住民の運動。特に緑ヶ丘四丁目被災者会を中心に県民センターの宅地被害ネットワークに結集した運動の成果である。

一被災地に実質2事業を適用して復旧を図る成果や専ら個人や法人の資産を形成するための事業等を対象とすることは適切でない、という国の原則にも風穴を開けた。また、この運動の過程で、災害対策基本法第60条による仙台市長の避難勧告に従い、仮設、みなし仮設等に避難している仙台市内279世帯の避難者に対して、被災者生活再建支援法の「長期避難者」の適用を認めさせたことも成果である。

### 3. 残された課題

被災団地の造成が昭和30年代から40年代を中心であるため被災住民は高齢化しており、主に年金などで生活している人の割合が高いことから次のような問題が浮かび上がってきた。

○住宅再建に対する公的支援は、被災者生活再建支援法の2次配分金の他はローンに対する利子補給等が 主であるため、高齢化している被災者は支援制度を活用できない。

○「専ら個人や法人の資産を形成するための事業等を対象とすることは適切でない」、という国の従来の方針を全体的に変えることが出来なかった。このため仙台市の場合、擁壁を除き宅地内の亀裂・陥没やそれに起因する家屋の傾き等の復旧、地盤改良等は個人負担であり、これには多額の資金を要するため再建を諦めた被災者 も多い。

以上

## 医療・福祉問題 プロジェクトチーム 5年間のまとめ

- 当PTは、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター発足とともに活動を開始した。地域医療・福祉の復旧を、被災地、被災者の立場から遂げるために活動してきた。
- 参加団体は、県保険医協会、県民医連、県社保協、宮城厚生福祉会、宮城民医連事業協同組合、共産党県議、その他などであり、2～3ヶ月ごとに保険医協会会議室でPT会議を開催し32回を重ねてきた。まとめ役を、北村、村口、井上の3人の代表世話人で行い、事務局を笠井、司会を村口で行ってきた。
- 会では、各団体の活動報告、情報交流などを行ってきた。個別テーマを深めるうえで大きな意味を持ったのは、保険医協会企画の講演会・学習会であった。一貫して追求してきたテーマは「東北メディカル・メガバンク」（水戸部）であった。
- 以下、参加団体が取り組んだ事案について整理した。

### I 【取り組んだ事項】

- 1) 〈被災地医療機関の再興〉
  - ・被災医療機関への支援要請のアピール賛同者募集（2011年） 北村龍男ら15人が呼びかけ人となって、被災した民間医療機関の復旧に関する支援要請のアピールを発表し、県内の個人開業医院や病院院長に賛同を呼びかけ、被災復旧に関する支援要請の賛同署名332人分を県知事に提出した。しかし、被災した医療機関への県の助成は、当初は、上限1,000万円・補助率1/2,その後2,000万円で1/2,最終的に上限なしで2/3の補助率と引き上げられたが、その時はすでに多くの医療機関は、自前再建かあきらめるかであって、“実効性に欠ける”もので、岩手県にはるかに劣るものであった（資料（3））。結果として、他市町への移転、特に仙台市への集中を強めさせた。震災は、従来からあった“仙台一極集中”をさらに促進させることになった。
    - ・その後の県の医療整備計画では、被災地の自治体病院の縮小廃止や診療所化を促進させた。これらは従来の県行政が震災に悪乗りした姿を示した。これに対応した運動はできなかった。
- 2) 被災者医療費減免運動支援（2011年8月～2016年）、被災者の状況
  - ・県民センター事務局に結集して行った。保険医協会の被災者アンケート（5回）、民医連の仮設訪問アンケートなどで、悲痛な声を集め運動のエネルギーともなった。この間に県議会に請願し全会一致で採択され、国会議員とも懇談した。残念ながら、岩手、福島両県は継続したが、当県のみ中止となった。ここには、宮城県政の冷たさが際立ったが、国が2012年2月に打ち切ったことに、より根本的な原因があった。河北新報「時論持論」投稿4回（北村、井上、杉目）

減免対象者のこまごまとした条件（国保か、健保かなどなど）により、受給者、医療機関窓口、行政担当者の混乱と困難は大きかった。

また、仮設住宅の居住者の転出などで、自治会運動の継続性が難しくなり、運動の発展性を作れなくなつていった。

保険医協会会員や民医連所属医療機関職員の避難所や仮設住宅訪問などによる日常的活動がこれらの活動の下支えになった（資料（1））。

・200名に迫る仮設住宅の自治会長・世話人の方々の賛同を得て、2万筆を超える署名を集め、対県議会請願、知事交渉（知事は逃げまくった）、国会請願行動などを行つた。岩手、福島両被災県と対照的な宮城県村井知事の対応であった。国の制度継続に対して、「優先順位に入らない」との居丈高の姿勢は、マスコミの批判にも会い、3年度目は、免税対象者に限定しての復活となつた。この運動は、みやぎ県民センター事務局のイニシアチヴが大きかった。被災者の自主的運動の一つの形態をつくることになった。

・この問題であきらかになったことは、元来医療費の窓口一部負担金は無料であるべきのところ、さらに格差が広がつた社会にあって、「被災者だけが無料」となることに対して、いまひとつ世論を喚起しきれなかつたといえる。そこを“冷たい”知事は見据えていたようにも取れる。震災が、従来からの社会的問題を露見させた事例と言える。それを乗り越える力の発揮には至らなかつた。

・この問題は、憲法25条の生存権にかかる事項であるが、津波は社会的弱者によりひどく重く被災を与えたという事実を見ておく必要がある。生活保護受給者の震災死亡者の比率は一般のそれに比して高かつたこと（村口、「医療と地域社会のゆくえ」第1章、新日本出版）、聴覚・視覚障害者の死亡比率も高かつた（宮城県聴覚障害者協会）という事実を確認しておく必要がある。

・震災関連死がいまだに報じられているが、その中でも、仙台市での関連死の比率が高いことは、被災者の置かれている状況（居住、医療機関）の厳しさを反映していると思われる（資料（2））。

### 3) 東北メデイカル・メガバンク機構に関する批判運動（2011年～）、市民公開シンポ（2014年8月）

・この件に関しては、センターの東北メデイカル・メガバンクPTの独自の取り組みと連動して、会議ごとに協議してきた。①大震災後に被災地対象に「遺伝子情報」の収集がいかに非倫理的なものかという視点からの批判と②遺伝子研究という“先端科学研究”に市民がどのように批判しキャッチアップしてゆくかという課題として重視してきた。東北大関係者と専門家による市民シンポ（2014年8月・参加80名）を開催した。3回にわたって県知事あての公開質問状を提出（保健福祉部長との懇談）と其のたびごとに、県庁記者クラブで記者会見を行つてきた。河北新報「時論持論」投稿（水戸部）

・この事業が復興予算（500 億円）として開始されたことから、5 年経過してバンク事業を継続するうえでの財政的困難さが見えてきた。東北大と協定を結んだ県知事として、県民の福利厚生を守るための役割と責任を明確にさせるためにも「県条例制定」など求めてゆく必要がある。同時に、この政策が、当時の菅直人政権が打ち上げた経済成長戦略の 2 つのうちの一つ「メディカルイノベーション」政策の重点策（創薬）として・・つまり“国家経済戦略”として打ち出されたことの意味—国家の経済政策が医学研究と直結した事例—もとらえておく必要があるだろう。

今後、15 万人規模の遺伝子情報を含む個人情報がバンキング（研究機関や民間企業への貸し出し）の対象となり、また情報の協力者への回付も検討されている。センシティブな情報であり運用に当たって、人権侵害が起こらないか引き続き監視していく必要がある。

#### 4) 医学部新設

東北 6 県の首長会議の医学部新設要請や県知事の発議で、医学部の新設の検討が始まった。新設医学部に関する情報収集と県内医師のアンケートを行い、医学部新設するなら「県立」でとの多数の声に基づきに検討した。国立仙台病院、仙台市立病院、坂総合病院の 3 元病院長の名で県知事に要請文を提出した。「県立病院建設拒否」の回答の数日後には「県立医科大学設立」を表明したが、最終的に東北薬科大学に医学部の新設となった。文科省の条件としては、東北 6 県や被災地の医師不足解消を強く求めての許認可であった。河北新報「持論時論」投稿 3 回（村口、北村）

・この経過から明らかになったことは、①県は、東北の他県に比して独自の医師養成政策が貧困であったこと。②県立医大を持つ福島県の予算の半分にも満たない予算措置しか考えていないことが判明した。③東北の他の 5 県への奨学生配分は極めて少なく、他県からひんしゅくを買っている。被災地や東北 6 県の医師不足問題を解決するためには、医学教育の改善のみならず、県の医療行政の在り方の改善をも視野に入れた抜本的改善が必要である。④東北地方の医師不足は、地方固有の問題であり、本来ならば国立の医師養成機関とすべきであるが、そのような議論が一切されなかった、我々も視野に入れてなかったことは、問題意識の不十分さとして確認しておきたい。⑤医師会や医師仲間に根強くある「医師過剰論」に踏みこんだ論議の機会にもできなかったことも今後の課題となる。

#### 5) 「地域医療計画」策定について

・地域医療計画の 5 年ごとの策定にあたって、厚労省は被災 3 県は医療圏の改定をしなくてもよいと通知しているにもかかわらず、宮城県のみが、7 医療圏を 4 医療圏に削り各医療圏を拡大した。当該自治体の反対にもかかわらずである。被災地は、その復興を進めるうえでもきめの細かい行政の支援が必要であるにもかかわらず、その切り捨てにも等しい対応であった。

・岩手県に比して、当県の地域医療計画の審議委員には、地元の関係者や保健所などが排除されており、“地域の声に耳を塞ぐ”姿勢が明らかであった。(河北新報「持論時論」投稿(村口))。地域の目線・思いを排除し「合理化」「効率化」を追求する県行政の姿勢がここにも貫徹された。

#### 6) 被ばくと健康問題

福島第一原発事故による放射能汚染が宮城県内にも広範囲に及ぶことが明らかになった。特に丸森町耕野、筆甫地区の高濃度汚染に対し、県の有識者会議は「調査継続の必要性はない」と結論した。これに対し、県民センターは宮城反核医師の会と共同で県知事と県議会議長宛に、2012年3月4日付で意見と要望書を提出した。しかし、住民特に小児をかかえる方々の不安は強く、丸森町は2012年4月から独自で18歳以下の甲状腺エコー検査を行っている。また、大河原町や栗駒町では内部被ばく検査のため希望者対象に委託でホールボディカウンター検査を実施している。

また、日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室「いづみ」は、仙台市内も含めホットスポットが明らかになる中で、地域の父母の要望に応え、独自に無償で子どもの甲状腺エコー検査を行っている。(仙台市 397、大河原 148、白石 126、角田 86、柴田 42、栗原 41、丸森 23 2013/12/8～2015/12/20)

宮城民医連も、2012年から双葉町の成人対象の検診に加え、2014年から白石市越川地区の子どもの甲状腺検診を行っている。(2回で93名)

自治体が必要と認めれば、被ばく関連の検診費用は公的支援が受けられる制度があり、引き続き不安を抱える住民の要望に応えていく取り組みが重要である。

#### 7) 福祉分野の被災状況について認識を共有した。

#### 8) 県議会・保健福祉委員会の動向について報告を受けた(天下県議)。

会議ごとに、議会内の状況を知ることは、PTの論議に良い効果をもたらした。

#### 【参加団体の取り組み：会で報告された事項】

- 1) 被災者の受療に関するアンケート(保険医協会 5回)、
- 2) 仮設居住者訪問調査(民医連 2016年)
- 3) 県内自治体キャラバン(社保協 毎年)
- 4) 県議会関連事項報告(天下県議、大内県議)
- 5) 社会福祉法人の被災状況(厚生福祉会)
- 6) MMWIN(保険医協会)

#### II 【取り組みの特徴と課題整理】

##### 1) これまでの取り組みの特徴と反省点

- ① 県当局に対する要請行動を数回(医療機関復旧支援、被災者医療費助成、東北メデイカル・メガバンク、新設医大に関する件)を行い、当局者(部長)との面談や県庁記者クラブでの会見など行った。しかし目的とした成果には至ってい

ない。

- ② 河北新報「持論時論」投稿を積極的に行った。市民への訴えなどは一定効果あった。
  - ③ PTを開催することで、(1)広く情報交換ができた。(2)問題点の発信を活発にした。など、震災復旧活動に貢献した。
- 2) 今後「震災復興期」の活動について
- ① 震災から5年経過し、各団体とも課題・行動が“日常的”“通常”的課題となつてきており、“震災復興課題”は中心でなくなっている中で、今後のPT運営について議論した結果、当PTは今回で解消するが、県民センター事務局会議での議論を受けて最終結論を出す(2016年8月29日)こととした。
  - ② その際、被ばくと健康問題については、長期的検診と健康管理、中間処理施設問題、東電賠償問題など“ふくしま原発”問題として統合的に扱う部門(PT)が必要であると考え、県民センター事務局会議での検討を求めるに至った。
  - ③ 宮城県政の問題点を深くえぐることに成功していない。被災を大きくしたことや復旧・復興の困難さを深くした背景要因の分析(平成の大合併、公務員削減、行政機構の合理化—保健所統廃合、2次医療圏統廃合、公立病院統廃合・・)。復旧過程で見られた県行政の特徴に見る「反県民性」「中央言いなり」「ゼネコン」依存・・・。
  - ④ 県政の在り方としては、隣県岩手県との対比で問題点が鮮明になった事項がいくつかある。今後は、他県からも学び宮城県のよりよいあり方について調査・研究してゆく必要がある。

以上

#### 【付属文書】

- (1) 笠井：医療費免除と被災者の健康
- (2) 水戸部秀利：東日本大震災の災害死・災害関連死について
- (3) 長澤清光：東日本大震災による被災者の医療費等の一部負担金免除の運動経過と到達、課題
- (4) 村口至：被災地地域医療の復旧状況(※)

※(4)については未収載—資料ご希望の方は事務局までご連絡下さい。

## 医療費免除と被災者の健康

### 1、被災者医療費免除の経過

2011年3月11日の東日本大震災発生後、医療費は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（2011年5月2日施行）により、保険料と窓口負担が免除された。免除対象の条件は以下の通り。

(1)災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域

の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2)以下のいずれかに該当する方

1 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

3 主たる生計維持者の行方が不明である方

4 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

6 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

7 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

協会けんぽは、震災発生以降、被災者に対する医療費免除を実施してきたが、2012年2月末で国の財政支援が打ち切られたため、3月以降は独自財源で免除を継続することになった。しかし、その継続も9月末までで、10月以降の免除は打ち切られた。

2012年10月以降の医療費免除は、保険者が免除を実施する場合は、免除に要する費用の8割を国が負担し、残り2割は県が負担するというものだった。2013年3月末、県は財政難などを理由に2割負担を打ち切り、被災者の医療費免除は終了した。

3月末で免除が終了したことにより被災者に受診抑制の動きがあることが保険医協会の調査で明らかになった。7月の仙台市長選、10月の県知事選をにらみながら免除再開を求める運動が展開された。7月には県議会で、仮設住宅自治会長が連名で提出した医療費免除を求める請願が可決した。12月に安倍首相が被災自治体の国保財政について追加支援を行うことを明らかにしたことから、免除再開の動きが出てきた。

2014年4月、被災者医療費免除が再開した。対象者を「大規模半壊以上で、住民税の非課税世帯」と限定したため、再開の対象になったのはこれまでの2割程度の被災者にとどまった。

被災市町村国保に対する国の追加支援の期限が2015年度末までとなっているため、2016年4月以降の免除継続は各市町村の判断に委ねられた。県民センターと県社保協、

保険医協会と3つの仮設住宅自治会長が4月以降の継続を求めて県議会に請願したが、継続審議となった。また、県民センターと被災者らが4月以降の免除継続を求めて仙台市長と面会したが、市長は「国の支援が決まらない中で継続はできない」と回答した。4月以降も継続をしているのは、石巻市、塩釜市、気仙沼市、名取市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、東松島市、女川町の9市町、また、後期高齢者医療は、2月9日に広域連合が3月末で免除を打ち切ることを発表した。

## 2、医療費免除と被災者の健康

保険医協会が2015年11月下旬から2016年1月中旬にかけて被災者を対象に実施したアンケート結果では、回答者の8割以上が「現在、持病がある」「健康に何らかの不安がある」と回答している。また、現在免除の対象となっていると回答した被災者の4割弱が、免除を打ち切られたら「受診をやめる」「受診回数を減らす」と回答しており、病状悪化や生活破綻など被災者がより窮地に追い込まれることが懸念される。大震災からまもなく5年を迎えようとしているが、まだまだ医療費免除は被災者にとって必要であり、まさに命綱といえる。国の責任で被災者の医療費一部負担金免除を拡充することが求められるとともに県、市町村も積極的に免除の拡充へ策を講じる姿勢が必要である。

以上

## 東日本大震災の災害死・災害関連死について

2016/2/22 水戸部

### 1) 問題意識

東日本大震災は、18000人余りの死者・不明者と、その後の震災関連死3331（2015年3月31日現在）の犠牲を強いた。特に、震災関連死は、防ぎえた死とも言われる。

震災という非日常的な負荷が地域社会に襲いかかったとき、その社会の矛盾や弱点が反映される。被害の甚大であった岩手、宮城、福島の震災直接及び関連死のいくつかの報告から、何らかの教訓や課題を引き出せないかを検討する。

### 2) 使用した報告資料

- 復興庁 東日本大震災における震災関連死の死者数（年2回発表）
- 復興庁 東日本大震災における震災関連死に関する報告（2012/8/21）\*
- 警視庁 東日本大震災による死者の死因等について（2012/3/11）
- 総務省 2010年国勢調査

対象は被害の甚大であった岩手、宮城、福島とする。

\*震災関連死については、（岩手+宮城）と（福島）を対比する形での有識者による分析・評価は復興庁から提出されており（別紙参照）、そこから一部引用する。

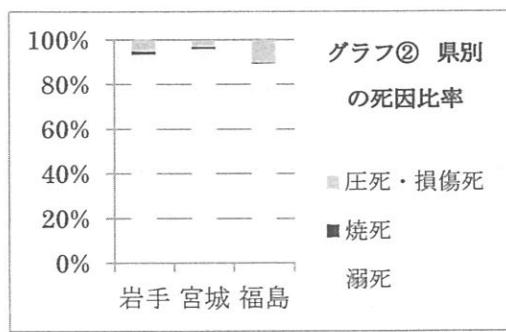
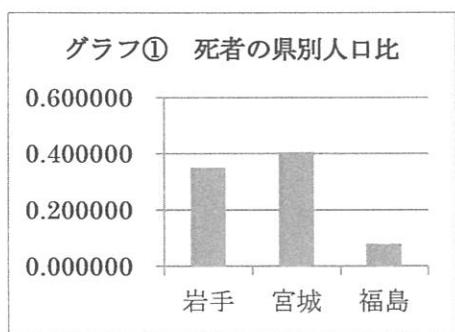
### 3) 震災による直接死の全体像

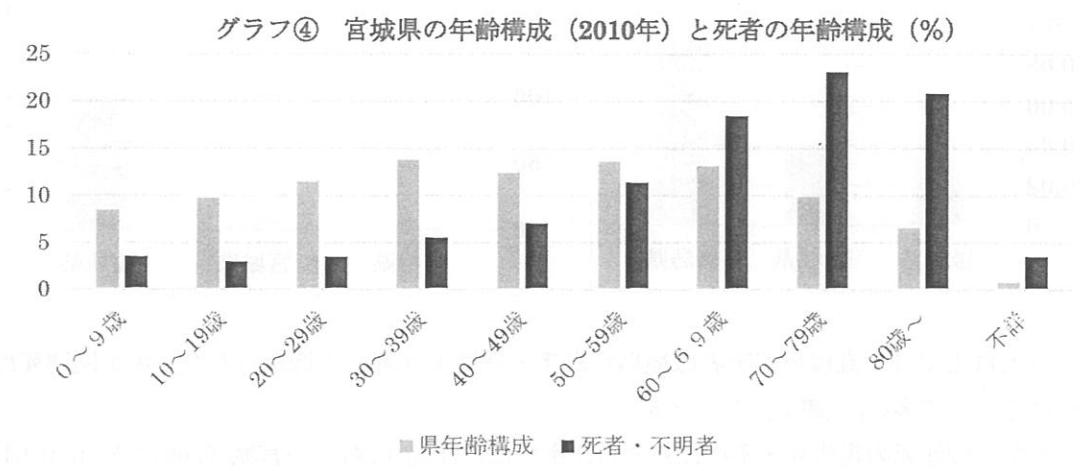
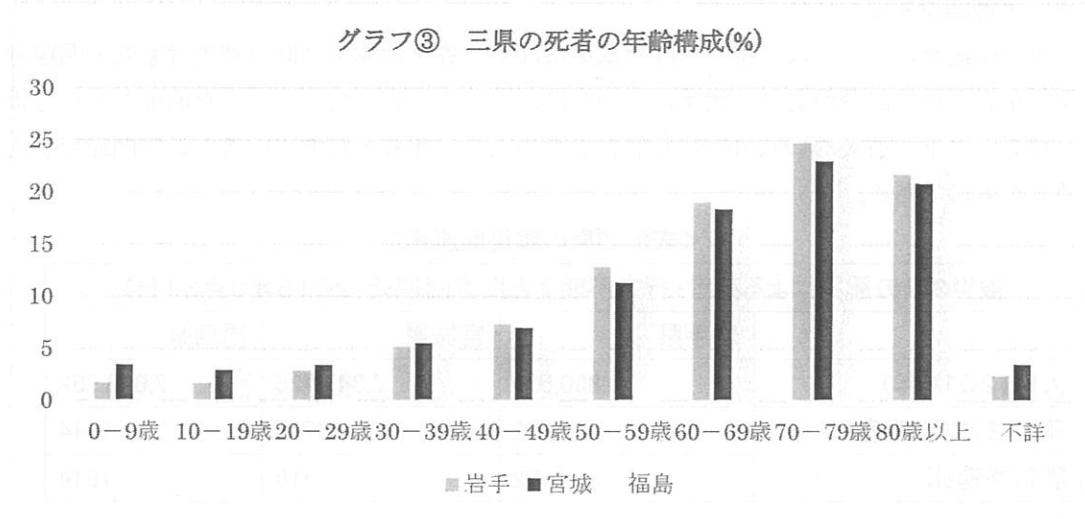
<表1 死因>

	溺死	焼死	圧死・損傷死	不詳	計	人口(2010年)
岩手	4197	60	230	184	4671	1,330,530
宮城	8691	81	273	465	9510	2,347,975
福島	1420	4	164	17	1605	2,028,752

<表2 年齢構成>

	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~	不詳
岩手	84	82	134	242	345	604	892	1158	1017	113
宮城	335	284	332	528	670	1084	1757	2196	1986	338
福島	47	53	49	77	101	195	296	405	378	4





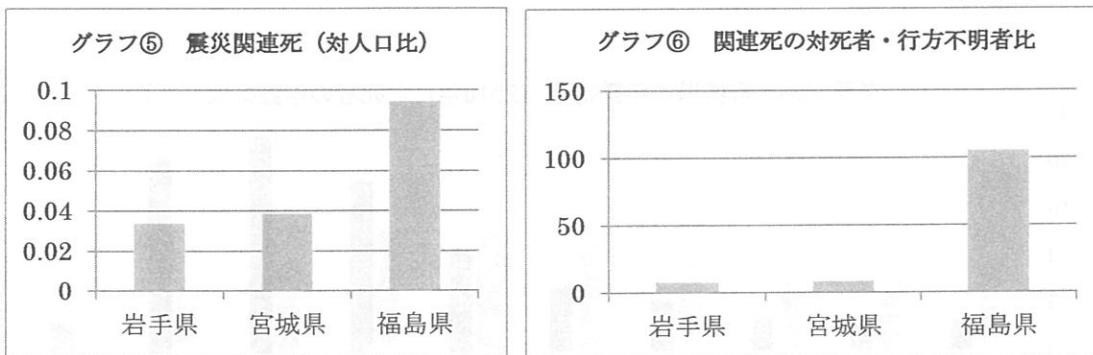
- 対人口比では、宮城>岩手>>福島で津波の浸水域と生活圏（平地や湾）の関連が大きい。（表1、グラフ①）
- 死因は圧倒的に溺死だがその比率では、宮城>岩手>福島。これも津波の浸水域と生活圏に関連する。（表1、グラフ②）
- ⇒直接死は各生活圏の地理的条件に左右されるが、それぞれの地理的特性に合わせた津波の想定と警報・警戒体制、津波からの避難方法（経路・場所）が根本的課題として存在する。
- 死者不明者の年齢構成は、三県とも同じ傾向で、圧倒的に60歳以上の高齢者が多い。別表の宮城県の一般人口の年令構成と比較しても、明らかに高齢者比率が多い。（表2、グラフ③、グラフ④）
- ⇒高齢者は明らかに災害弱者であり、地域での情報共有や避難行動への支援や援助が課題となる。

#### 4) 災害関連死について

災害関連死については、統一された基準はなく、各自治体の判断と被災者家族の問題意識に左右される部分があり、数字については、あくまで目安であることを前提とした分析となる。以下、被災3県の2015年3月31日までの人口、死者・行方不明者と災害関連死を比較したものである。

＜表3 3県の震災関連死＞

被災3県の震災による死者・行方不明者と災害関連死(2015年3月31日)			
	岩手県	宮城県	福島県
人口(2010年)	1,330,530	2,347,975	2,028,752
死者・行方不明者	5802	10788	1814
震災関連死	452	910	1914



・対人口比では、直接死不明者は福島が岩手・宮城より著しく低かったが、災害関連死は逆に際立って多い。(表3、グラフ⑤)

また、関連死の災害死・不明に対する比率では、福島  $0.47 >>$  宮城  $0.067 >$  岩手  $0.041$  と福島は10倍を超える比率となり福島原発事故の特殊性を物語っている。(グラフ⑥)

さらに、2015年3月の報告では、福島は関連死1914人となり、災害死・不明を上回り、その後も増え続けている。福島は“災害関連死”というよりは“原発事故関連死”的相を呈している。

A) 以下、復興庁から提出された「東日本大震災における震災関連死に関する報告：2012/3/31までの把握された全国の震災関連死 1632 人についての分析」を引用しながら考察を加える。

それによれば、福島(761人)  $>$  宮城(636人)  $>$  岩手(193人) 他県(42人)と福島に最も多い。

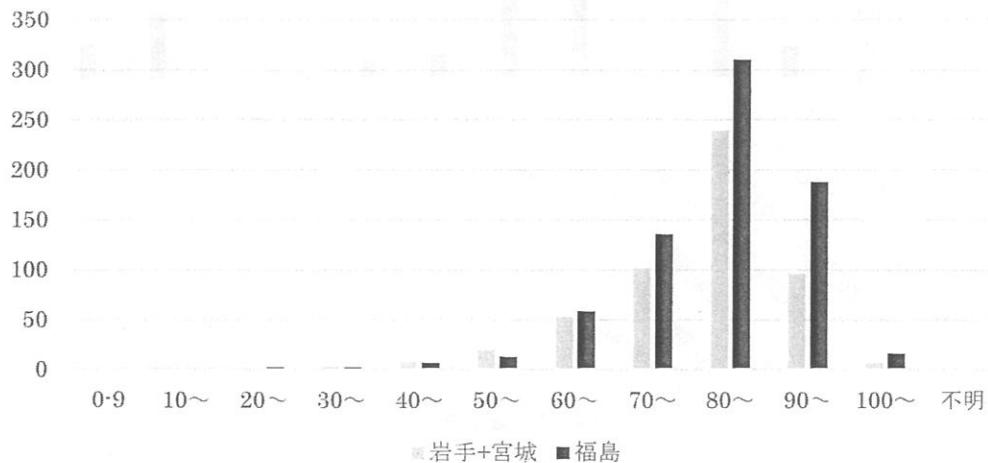
死亡時年齢では、66歳以上の高齢者が約9割にのぼり、圧倒的に高齢者であった。特に、福島は後期高齢者の比率が大きい。これは長期の避難行動とそのストレスが、高齢であればあるほど重くのしかかることを表していると推定された。

そのうち、関連死の多かった岩手・宮城の市町村（829人）と原発事故の避難指示の出された福島の市町村（761人）の2群に分けて状況や要因を含めて分析した資料を紹介する。

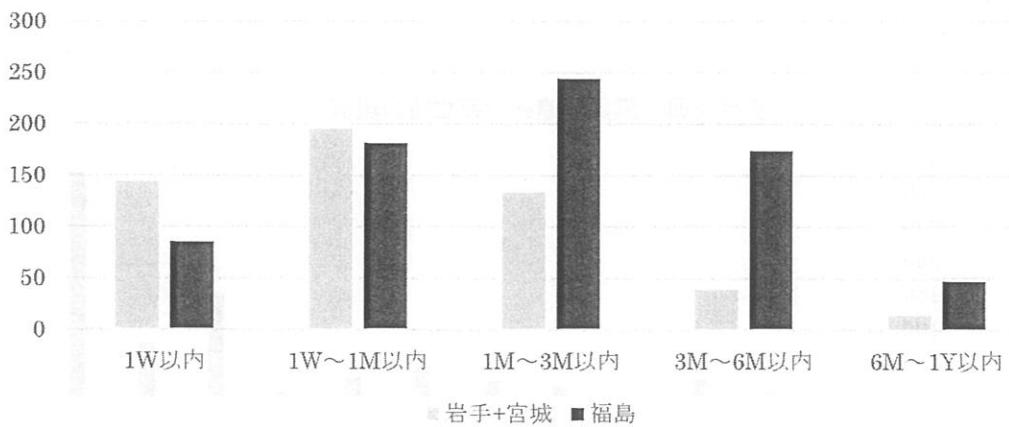
群I 岩手+宮城：大船渡市、釜石市、大槌町、石巻、仙台市、気仙沼市

群II 福島：南相馬市、浪江町、いわき市、富岡町、大熊町、双葉町、飯館村、楢葉町、川内村、広野町、葛尾村、田村市

グラフ⑦ 震災関連死の死亡時年齢

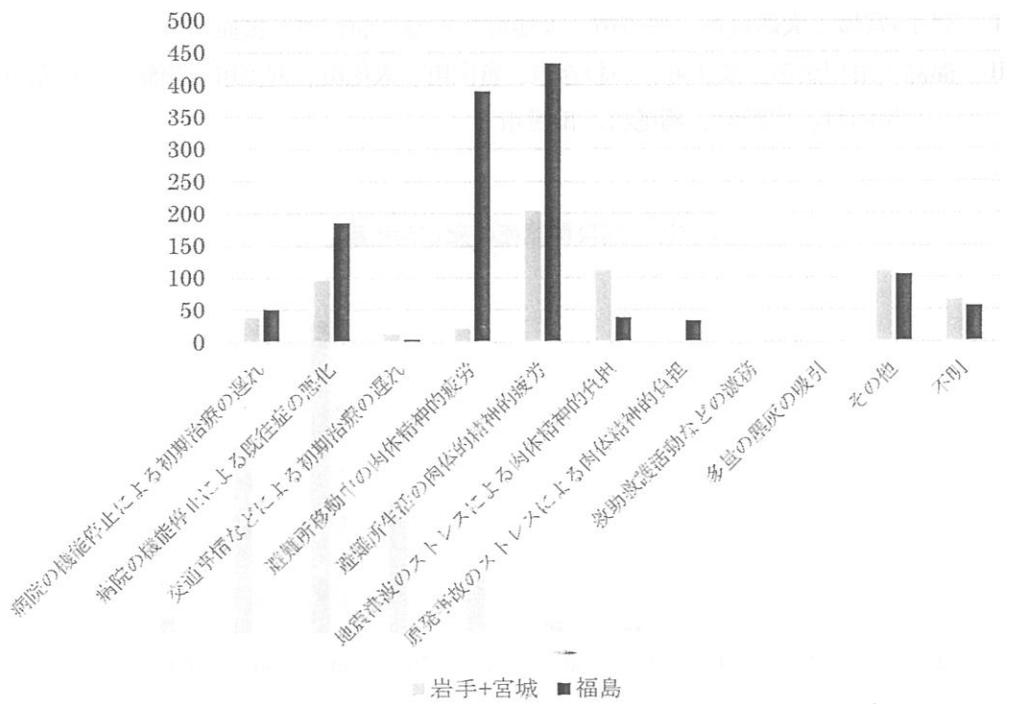


グラフ⑧ 震災関連死の発災からの死亡時期



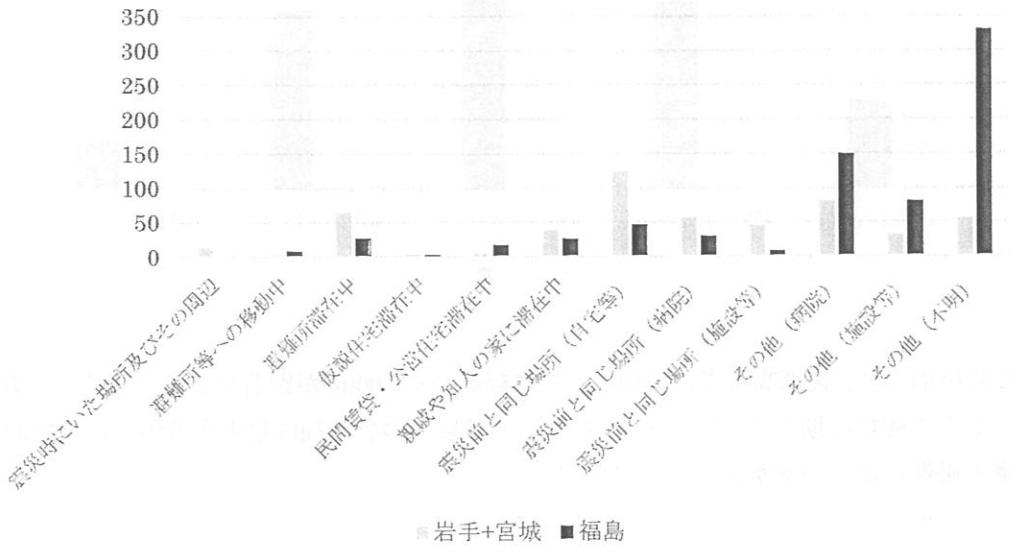
- ・死亡時年齢では、後期高齢者に集中し、特に福島がその傾向が顕著である。（グラフ⑦）
- ・発災からの死亡時期では、岩手・宮城では1ヶ月以内の急性期に集中するが、福島は3ヶ月以降の慢性期にピークがある。（グラフ⑧）

グラフ⑨ 震災関連死の原因区分別（複数選択）



・死亡に関与した原因として、岩手・宮城では、避難所生活のストレス、病院の機能停止の影響の順になるが、福島は避難所生活のストレスと避難所移動中の負荷に集中する。（グラフ⑨）

グラフ⑩ 震災関連死の死亡時の環境



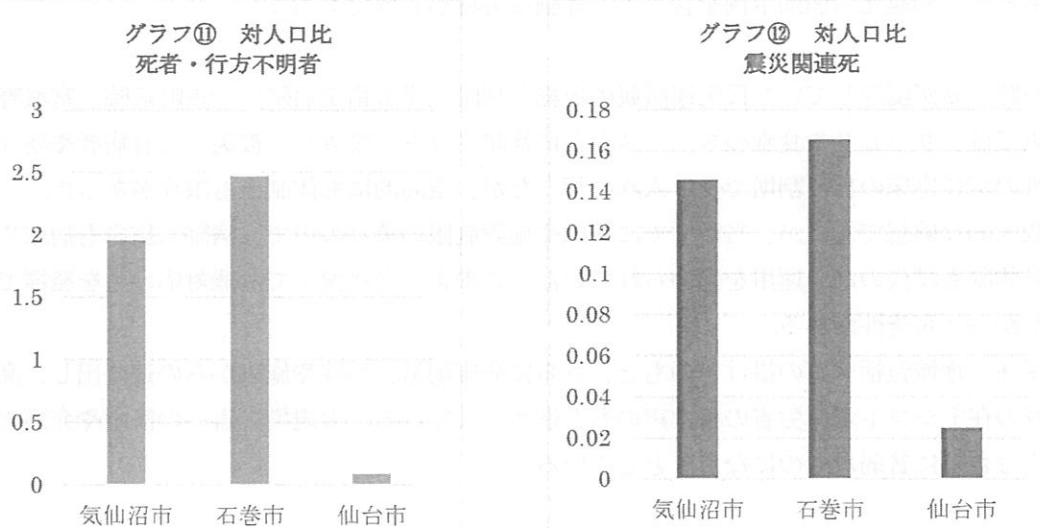
(原則、病院に搬送される直前に生活していた場所を記入、ただしお亡くなった際の入院期間が1ヶ月以上の場合は、「その他（病院）」にする)

- ・死亡時の環境では、自宅や知人宅、病院や施設、避難所などであるが、福島ではその他や不明が著しく多い。（グラフ⑩）
- ・自殺は、2012/3/31段階では、宮城・岩手で829人中4人（0.48%）、福島で761人中9人（1.18%）  
計 13名であったが、その後も福島では増え続けている（19名 2015年末）。  
⇒福島の原発事故による地域の医療や介護の機能停止と長期に渡る避難生活の負荷が大きいことを示している。

B) 以下2015年3月31日の震災関連死報告（復興庁）から宮城県の主要市のデータから宮城県内の災害関連死について検討してみた。

＜表4 宮城県被災3市の震災による死者・行方不明者と災害関連死（2015年3月31日）＞

	気仙沼市	石巻市	仙台市
人口（2010年）	73494	160,704	1,045,903
死者・行方不明者	1438	3971	946
震災関連死	107	266	261



- ・震災の死者・不明者の対人口比では、石巻>気仙沼>>仙台市（表4、グラフ⑪）
- ・震災関連死の対人口比でも、石巻>気仙沼>>仙台市（グラフ⑫）  
これは、県都仙台は、内陸部に都市の主要機能と団地などの多くの後背人口を有していることから当然である。
- ・一方関連死／死者・不明者比で比較すると、他の2市に比べて、仙台が顕著に多くなる。（グラフ⑬）

これは、仙台市は医療や福祉、その他の後方支援体制が相対的に手厚いといはずだという一般的な予測に反している。

その要因として、

- ①自治体ごとの住民意識の違い
- ②自治体ごとの認定基準の違い
- ③避難所の機能低下
- ④病院・施設の機能不全
- ⑤病院・施設の連携不全

など、考えられる。

震災当時、仙台市の沿岸部は津波被害を受けたと言え、市の中央～内陸

部には多くの病院や施設が存在していた。他との連携をとりながら速やかな搬送やケアを行えば、関連死を減らせたのではないか推定される。

実際、仙台市は震災前から“福祉避難所”などの指定を先駆的に行っていとされる。

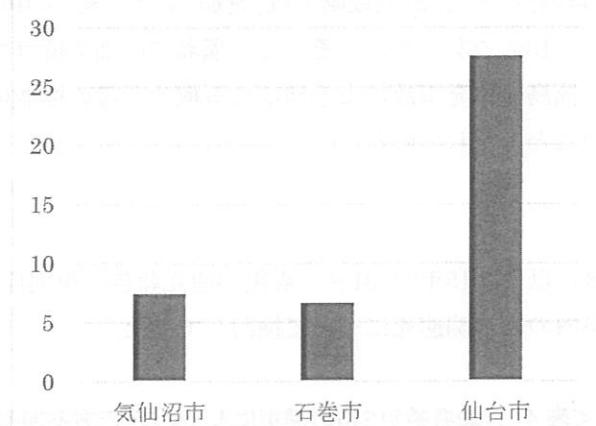
このようなハード面で存在したはずの非常時バックアップ機能が発揮できなかつた可能性もあり、関連死の個別事例を含めて、詳細な分析が必要であろう。

当時、私が関連していた民医連所属の坂総合病院（災害指定病院）や長町病院、宮城野の里では、リハビリや食堂のスペースなどに臨時ベッドを設置し、被災した有病者や要介護者の定員定床の1～2割増で受け入れを行ったが、空間的にも体制上も限界があった。

個人的な感想であるが、当時すでに病床や施設制限の流れの中で、病院も施設も病床や人員体制も糊代のない運用を強いられていた。このような状況下で危機対応の力を発揮できなかつた可能性がある。

現在、地域包括ケアの掛け声のもと、さらに病床削減、病院や施設からの追い出し、高齢者の在宅シフトが厚労省の掛け声のもと進められている。大規模災害への医療や介護の備えはさらに貧弱なものになろうとしている。

グラフ⑬ 対死者・行方不明者比  
震災関連死



## 東日本大震災による被災者の医療費等の一部負担金の免除の運動経過と到達、課題

宮城県社保協 長澤清光

### 1、被災者支援に対する国の姿勢と宮城県での被災者医療費等の窓口負担免除措置の経過

東日本大震災から5年が経過した。国は大震災以前から新自由主義的構造改革路線に沿って、社会保障分野での切り捨てが始まっていた。そのため医療費等の減免措置を含む震災からの復旧・生活再建課題は「自己責任」が基本に置かれ、あくまで復旧・復興への再建が進む一定期間に限定した対応姿勢で進められた。被災自治体、地域住民に対して「特別に支援」する特例としての「特別措置」として医療費等の免除措置が行われた。

#### (1)、大震災1年目までは特別措置として国が全面的に支援

国の被災者への医療費窓口負担免除及び介護利用料負担の免除措置は、東日本大震災当初、阪神淡路大震災での被災者救済の法整備「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(2011年5月2日施行)」に伴う「特別」措置として、国の全面的財政支援がとられた。そのため、社会保険及び国民健康保険、介護保険の一時負担免除措置が行われ、年金保険料や他の社会保険料についても一定の措置が取られ、事業費用を国が全額負担した。

この免除措置を国が2012年2月末を持って打ち切ったことにより、社会保険加入者の免除が対象からはずされた。しかし、被災地での復旧・復興がまだまだ進んでいない現状の中、被災者や医療関係者からの切実な要望を受け、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター等の関係4団体を中心に国や地元国會議員、県議会や各市町村に継続を働きかけ、国民健康保険加入者の医療・介護の負担免除を後期高齢者含めて継続させた。

#### (2)、2012年10月以降の国の補助率8割、県が残り2割負担で継続

厚労省は2012年7月24日、「平成24年10月1日以降の東日本大震災による被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援について」と題する事務連絡を発出した。この通知は、2012年10月以降は、国保、後期高齢者、介護保険の一部負担金免除、保険料の免除に対する特別財政支援の打ち切り通知であった。

そのため2012年10月以降、これまでの被災者への国による全額財政支援は打ち切られ、被災者の「医療費窓口負担免除及び介護利用料の一部負担免除措置」について、既存の国民健康保険財源における「財政調整交付金」の仕組みに変更され、国民健康保険及び後期高齢者について、全額国負担から補助率を8割とし、地方自治体が残りの2割を負担、宮城県が負担する形で継続した。

この「財政調整交付金」への変更は、国が「特例措置」から個々の被災地市町村に財政支援の判断をゆだね、国の通常支援に切り替えた、震災復興の国の責任を大きく転換した重大な問題であった。

#### (3)、2013年4月以降、宮城県は財政難を理由に措置を終了

宮城県は、様々な当事者の声や住民要求、市民運動に背を向け、2013年4月以降について、国が財政調整交付金による8割を補填するにもかかわらず、「財源が確保できない」との理由で、2割補助を打ち切ったため、免除措置が廃止された。

再開に向けたあらゆる運動を進めている中で、2013年12月27日、安倍晋三首相が宮城県内の視察にあわせ、被災自治体への医療費(国民健康保険)の財政支援強化を発表した。

#### (4)、2014年4月、被災者の要請を受け、各自治体が国の追加財政支援の一部を充て再開

市長会、町村会、県議会、各市町村への働きかけ、被災者の運動により、各市町村での医療費減免再開に向けた検討など、その対象者の絞り込みながらも急速に医療・介護の減免再開の動きが広ま

った。

運動の結果、2014年4月から宮城県内全市町村で、市町村が「大規模半壊以上の非課税世帯対象」に絞り込み、各市町村が年度単位での被保険者の医療費等の窓口負担免除を決め再開された。それまでの全対象者179,511人から限定されたため、15%の27,032人(後期高齢者15,365人、被保険者の5%)に削減された。

各市町村の再開に伴う財源は、国が8割負担、2割を各市町村が負担するが、被災地特例として各市町村に国から「特別国保調整交付金(最高1割5分)」補填され2015年度まで継続されている。

2016年度以降は、国からの被災地特例の「特別国保調整交付金」の財政支援について明確な返事がなしを理由に、仙台市をはじめ、岩沼市、南三陸町、亘理町、山元町の被災5自治体、宮城県後期高齢者広域連合で廃止された。一方で、2016年度の継続を表明した市町村は3月19日現在、9自治体(気仙沼市、石巻市、東松島市、塩釜市、多賀城市、名取市、女川町、松島町、七ヶ浜町)であり、継続する自治体と廃止した自治体との関係で、被災者に取って矛盾を拡大することになった。特に、宮城県は財政負担せず、免除措置の延長は各市町村任せになっていることである。

## 2. 宮城県でのこの間の医療費等の窓口負担免除の運動と課題

### (1)、宮城県は被災者に寄り添った支援が極めて弱いのが特徴

2012年度の国民健康保険・介護利用料、高齢者医療一部負担金免除額は、半壊以上の所得制限がないこともあり、免除額の合計257億円(国保150億円、後期71億円、介護36億円)で県負担分56億円を国からの財政調整交付金で賄い、県自身負担しなかった。

一方で、被災者への義援金支給がされたことによる「生活保護打ち切り」が発生し、「義援金」を収入認定すべきではないという運動を行った。

2013年度から被災者の「医療費窓口負担免除及び介護利用料の一部負担免除措置」について、既存の国民健康保険財源における「財政調整交付金」の仕組みに変更された。その結果、国民健康保険及び後期高齢者について、全額国負担から補助率を8割とし、県及び市町村で残りの2割を負担することになった。県が2割負担した場合56億円、岩手県と同様に県が1割、市町村が1割負担を支援した場合29億円の負担を拒否した。

そのため2013年度以降の被災者の医療・介護の免除は、宮城県は復興基金335億円があるにもかかわらず県の1割負担、各市町村1割負担に対し「財政が確保できない」「復興基金の使い道が他にある」を口実に2013年3月で打ち切られた。

沿岸市町村の中でも被害が大きかった、東松島市では医療免除対象者が人口比31%、女川町は27%、南三陸町25%、石巻市・山元町17%等、宮城県全体で179,511人が医療・介護の免除が受けられなくなった。

2014～2015年度は対象が大規模半壊以上で非課税世帯に限定され縮小されたが、免除額の合計55億円(国保31億円、後期13億円、介護11億円)の内、地方負担額13.1億円(岩手と同様に1割負担にした場合7.5億円)の負担を県は拒否、「国が全額負担するもの」「保険者は市町村なので、各市町村の判断に委ねられる」と各市町村に責任を転嫁し、大震災前と比べて医療費の増加に伴う財政負担増が3%以下の白石市や角田市等の9000万円あまりを県が負担しているのみ。県が進める大企業優先の復興事業には多額の投資を行い、肝心の被災者に寄り添った、命・健康に関わる最も優先されるべき大事な支援に背を向けている。

### (2)、被災者の実態を取り上げ、窓口負担免除の運動と課題

減免打ち切りは、宮城県保険医協会の「患者アンケート調査」、宮城民医連が行った「仮設住宅健康実態調査」の結果で、被災地では、生活再建の見通しが立たない中、被災者の多くは、将来への不安を抱え、長引く避難生活で疲労が蓄積して、生活環境の変化による体調不良や持病の悪化など慢性化し、高齢者を中心に受診の取りやめが拡大されている。さらに精神的な負荷も相当あり、夜眠れな

いなど、精神疾患も増えていることも明らかになった。

これらの調査結果と宮城県自ら行った「平成24年度(2012年度)応急仮説住宅(プレハブ)入居者健康調査結果の概要」を基に、長期にわたる医療や介護が必要とされ、窓口負担免除再開を望む声は日増しに強くあがっていることを事実に基づいて明らかにし減免再開の運動に役割を果たしてきた。

2013年度の減免再開に向け、運動の基本を被災者の健康実態を基に取り組みを重視、復旧・復興みやぎ県民センターはじめ、被災者サポート団体や県社保協、県保険医協会、宮城民医連等多くの団体と協力しながら被災者自ら声を上げ、県医師会、歯科医師会、薬剤師会など各医療機関、関係団体への申し入れ、各自治体での意見書採択をあげる取り組みを展開した。短期間の中で数万の署名と仮設住宅自治会から130の団体署名が集まり、県内88ヶ所の仮設住宅自治会長連盟での減免再開を求める請願など取り組んできた。

特に被災者の健康を維持改善させ、生活再建を進める立場から、国の制度により、医療費一部負担金免除措置と介護保険利用料負担減免措置を期限切らず継続を強く求めてきた。

厚労省交渉と地元選出国会議員への要請2回、地元国会議員事務所への要請行動4回、宮城県への要請3回、後期高齢者医療広域連合会へ3回、協会けんぽ1回、仙台市へ2回要請、宮城県議会への陳情請願では、6月県議会で「医療費一部負担金の免除措置の継続」「介護保険の利用者負担免除措置の財政支援」を求める意見書が全会一致で採決、また村井知事の姿勢に対して2014年2月県議会では「…県は国に対し、自治体負担部分についても国が財政支援を行うよう求めるとともに、対象者を限定する等あらゆる手立てを講じ、免除措置が継続できるように万全を期すること」とする付帯意見がつけられた。同様に、県社保協と介護ネットみやぎと共同で取り組んだ自治体キャラバンでの県内全市町村への減免継続要請及び12月議会への継続を求める陳情は16自治体で採決された。

この広範な運動を通して2014年度に、「大規模半壊以上の非課税世帯に対象者が限定」されたが国民健康保険及び後期高齢者の医療・介護の一部負担金免除措置の再開を勝ち取った。

2015年度は各市町村が継続(介護は大崎市、美里町は廃止)したことと、仮設住宅から災害公営住宅に被災者の多くが移りはじめ、仮設自治体が解散したため被災者の運動を継続することが困難になり始めている。一方で、仮設住宅の中でも、一部負担金免除対象になった方と外れた被災患者の間に感情的に不公平感も生まれていることを重視しなければならない。もう一つが後期高齢者医療制度、国民健康保険から切り離され制度のため、今回の被災で明らかになった『財政の切れ目がいのちの切れ目』という事態を生み出した。2016年度の免除継続をめぐって大きな矛盾になっている。

### 3、2016年度の減免継続をめぐる運動と県・後期高齢者医療連合会・各自治体の動向と到達

#### (1)、大震災5年経過、健康実態からも免除継続と拡充必要

県保険医協会は、県内の仮設住宅及び災害公営住宅の居住者2,527件のアンケート調査結果を2016年1月28日公表、宮城民医連も塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町の仮設住宅訪問調査150件の内容を同1月12日公表した。県保険医協会のアンケート結果では、免除措置が終了した場合、4割弱の方が「受診をやめる」「受診回数を減らす」と回答、免除打ち切りは、病状悪化や生活破綻など被災者がより窮屈に追い込まれる懸念される結果となった。さらに「免除が続かない場合には自殺するつもりです。現在ものすごく不安な状態です」「大震災で家が流されて貧乏になってしまい、5年で再建など無理な状態、親の介護も伴い、安定した職もない。老後破産が迫っている。今は自殺を考えています」など深刻な実態も明らかになっている。

大震災から5年を迎えるとしているが、まだまだ医療費免除は被災者にとって必要であり、まさに命綱といえる。

宮城県自らの調査「平成27年度(2015年度)応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査結果の概要」が2016年1月21日に公表された。宮城県及び応急仮設住宅を管理する7市町(名取市、岩沼市、亘理町、山元町、石巻市、東松島市、南三陸町)の3,842世帯、7,915人から回答があり、1人世帯が37.0%を占め、独居高齢者世帯は22.7%と年々増加している。年齢構成は70歳以上が30.5%と高

齢化、無職の方が34.8%と年金生活者が多数を占めている。疾病動向も53.3%が病気ありと回答、特に60歳代67%、70歳代84%、80歳以上88%と高齢者に集中している。体調も「あまり良くない」「とても悪い」が19.8%と前年調査より1.5ポイント高く、60歳代で20.6%、70歳代29.4%、80歳以上32.8%を示しており、睡眠障害のある方も16.1%と60歳代から80歳代の女性が24.8%となっている。113人(1.4%)が治療を中断している。

被災者の不自由な仮設住宅での生活、高齢化による将来不安などにより、いっそうの健康悪化が心配です。被災者は医療費等一部負担金の免除措置の継続を強く望んでおり、継続することを求めている。

## (2) 医療・介護、後期高齢者の一部負担金免除継続に向けた運動の到達と課題

①、岩手県が10月、2015年12月末までだった免除期限の1年延長を決めた。対象は半壊以上の被災者を対象、約2万1300人、沿岸部は自己負担の2割を県と市町村で折半、内陸部は県が9割、市町村が1割負担。福島県は東京電力福島第一原発事故の避難区域などで国の全額負担で免除措置を実施。原発20%圏外の自治体でも岩手県と同様の対応をとっている。財政支援を講じないのは宮城県。

②、2015年11月から県社保協として各自治体に要請キャラバンを行い、さらに県民センターはじめ各関係団体が協力して、被災減免の継続の陳情・請願等の運動を行ってきた。その結果、2月、3月に18市町村で被災者医療・介護の免除継続のために、国と県に支援を求める意見書採択(気仙沼市、登米市、石巻市、塩釜市、名取市、角田市、白石市、南三陸町、女川町、色麻町、大郷町、松島町、利府町、七ヶ浜町、柴田町、七ヶ宿町、蔵王町、大衡村)。県民センター、県社保協等で12月18日後期高齢者医療広域連合に要請。12月24日宮城県に要請、「国が負担すべき」「継続する、しないはあくまで保険者である各市町村の判断、継続する市町村とやらない市町村が出てもやむを得ない、県が指導することはないと無責任。

③、石巻市はいち早く継続を表明、「仮設住宅の入居率が61.7%といまだ高く、健康維持は重要だ。生活再建の資金も要る。2016年度も免除を続けたい。」「継続には年間約1億6000万円が必要、国保は年金生活者や無職者が加入し、財政は以前からひつ迫している。保険料だけでは維持できず、国保の財政調整基金で赤字を埋めている状態だ。市の9月現在の財政調整交付金の残高は14億7200万円。2015年度だけで3億1600万円取り崩す。」「国の支援がなければ2年度には当初予算を組むのも厳しい。単独の実施は困難、被災自治体の窮状を理解し、国・県が支援を続けてほしい」(市健康福祉部長)。石巻市に続いて気仙沼市、東松島市、塩釜市、多賀城市、名取市、松島町、七ヶ浜町、女川町の9市町で4月以降も継続することになった。

④、後期高齢者医療広域連合は75歳以上の減免継続を求められた、2月5日の後期高齢者医療広域連合議会で、奥山恵美子連合長(仙台市長)が「免除を継続するには国からの十分な財政支援が欠かせず、これまで働きかけてきたが明確な返事がない」「国の支援が明確になってない現時点では免除継続の判断は困難」と答弁。現状の免除継続は、あくまで国の責任で行うことには固執した。

後期高齢者の減免措置対象者は1万4294人、2015年度の費用負担は2億7000万円、介護保険サービスの減免対象者約6000人(重複あり)、3億4000万円。

後期高齢者の財政支援は、「後期高齢者医療交付金算定省令」に基づいて、震災前(2010年度)と比べて医療費の増加に伴う財政負担増が1%以上となっている市町村国保に対して、免除措置を継続すれば増加額の8割を財政支援する。ただし、後期高齢者医療は、国の追加の財政支援ではない。

2月9日、突然奥山連合長名で各市町村に通知、「後期高齢者医療の一部負担金免除措置について平成28年度は実施しない」、その理由を「国からの特別調整交付金の対象にならない」「構成市町村における意見の一貫がなされなかつた」であった。

2月12日に、6団体連盟で抗議と免除継続の再度の手立てをとるように申し入れを行う。「連合議会での答弁から一転して実施しないことを連合長が表明することは議会答弁に違反、議会無視」と抗議。議会事務局長から「各市町村の首長による幹事会再開の要望が提出されれば、一致を図るために緊急の幹事会で最後の調整を図る」と表明、継続を決めている市町村首長に議員から要請。

⑤、継続に向けた運動は、仙台市が流れのカギを握っていることから、2月15日、奥山市長に継続要望書と懇談を申し入れ、被災者20名含む、各団体40名で交渉。市長・副市長公務を理由に欠席、健康福祉局長等が対応。その後、さいど奥山市長との直接交渉を行なうも、震災復旧・復興事業計画(5ヵ年)を2015年度で終了と同様に、減免継続を拒否した。

最初の懇談で、健康福祉局長は説明で「国からの補填(特別調整交付金)が今年度で終了するとの通知あり、仙台市として継続は財政的に困難」と繰り返すも、通知の内容を明らかにせず。震災による一部負担金免除による医療給付費は10億7000万円、2割負担分は2億4000万円(国からの追加特別調整交付金2億2000万円あり)、特別調整交付金が2016年度は終了する前提での財政困難を主張。ただし、仙台市の国保財政は30億円の黒字、市の震災復興基金残高185億円、2億4000万円を市が負担したとしても財政的には負担能力は十分ある。

⑥、2015年12月30日、河北新報が「国の財政支援3月で終了」「県内の市町村が2016年度の医療費免除の方針決定に苦慮している」と誤った報道。国が検討しているのは、免除にかかる費用の8割を交付することではなく、被災地特例としての追加特別調整交付金をさらに上乗せして最高15%出す部分。内陸部の各市町村は国の財政支援終了の流れで終了検討加速。県内殆どの地町村は追加調整交付金含めて95%の調整交付金を受けている。

### (3) 国の8割補助が今年度で終了は誤り、国の8割補助は市町村が減免すれば継続できる

①、厚労省通知(資料一1)にある通り、災害等で医療費負担が震災前より3%以上増加の場合、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」に基づき、2016年度以降も市町村が免除を続ける限り、国は10分の8以内の財政を行うので、「市町村が免除すれば国の8割補助」は継続になる。

②、同通知、「収入減が著しい被災地の市町村国保に対する国の財政調整交付金による追加の財政支援(平成25~27年度)」の追加の財政支援は、3年間の「被災地特例措置(特別調整交付金)」としてはとりあえず終了するものであり、平成28年度(2016年度)について厚労省は「検討中である。確定するのは平成28年(2016年)12月頃で、全国の動向を見て決める」と答えている。(県国保医療課への問い合わせ、日本共産党高橋千鶴子議員室から厚労省への問い合わせ、2016年1月25日の日本共産党宮城県地方議員団の政府交渉、いずれも同じ回答)

③、「各市町村の担当者は、免除措置継続により、国の8割補助は継続されることを知っている(県国保医療課長補佐の弁)」。免除継続の運動を再度行う。特に仙台市に誤った認識を正す取り組みを重視する。宮城県の市町村が免除措置をやめれば、もう財政支援必要なしと判断される。継続することが国の追加補助を引き出すことにつながる。

### 4、被災者の「命綱」に、住んでいる所、所得、年齢による差別は許せない、医療費等の一部負担金減免継続を再開させる運動に向けて

#### (1) 大震災からの復旧・復興事業が2015年度で区切りをつけようとしている

宮城県庁に置かれた、国の現地復興庁、仙台市の復興事業局の廃止等が行われた。プレハブ仮設、借り上げ住宅等の被災者に対し、4月には災害公営住宅に全員移れる、5年で一旦区切りをつけ、個

人への支援は不公平感も出されていることもあり終了する(岩沼市、亘理町)

県内の災害公営住宅の進捗率は50%弱、多くの世帯がプレハブ仮設住宅を出た後の住まいが決まっていない。半壊等は入居資格が無しにされている。

4月から後期高齢者及び、国保の医療費・介護利用料の一部負担金免除が打ち切られた市町村の患者・利用者から「お金がかかるから3月末に退院した」「4月からお金がかかるので検査はできません」「4月からディサービスに来ない利用者がいる」と患者や医療・介護関係者からも声があがっている。「災害公営尾住宅に入れたが、家賃が高く生活に困っている、医療費が大変なので、病院にいきたいけどいいないと打ち切られた被災者からの声が出されている。

## (2) 医療費等の一部負担金免除再開に向けた運動

後期高齢者医療及び、県内全ての市町村で被災者医療・介護の免除措置の復活の運動を広げよう。

- ①、東日本大震災被災地に対する国の国保への追加支援の継続を求めます。
  - ②、宮城県に自治体負担の半額支援を求めます。

## 「創造的復興」をめぐる諸問題

村井県政は、3. 11 大震災の直後から東京での「復興検討会議」において、15 年前の阪神淡路大震災が追及してきた「創造的復興」の考えを継承・発展させるとして、水産業に混乱を持ち込む「水産特区の導入」などに固執してきた。今年度の方針でも、①医学部設置 ②仙台空港民営化 ③広域防災拠点の整備 ④水素エネルギーの普及促進の 4 点を「創造的復興の重要課題」と位置付けるなど、被災者・被災地の復旧・復興を後景に追いやる『創造的復興』に対する戦いは、依然として重点課題となっている。

### (1)、巨大防潮堤建設をめぐる問題

被災の 2011 年に策定された防潮堤の建設計画は、L 1 (数十年～百數十年に 一度発生が予想される津波を防御する) 高さ (海拔 2.6～15.5 両) と構造の堤防を宮城県では 2439km 建設するとされた。岩手県の 69. 4km、福島県の 67. 3km と比較しても桁外れである。そのうち宮城県での 2 月末での完成は 50. 0km、21% で、県南の曲線海岸がほとんどである。県北のリアス海岸沿いの集落などでは、巨大防潮堤建設の堤高・規模について異論が出されており、住民合意が形成されていない箇所が多数存在している。

この間、5 周年シンポや政府交渉において取り上げてきた、石巻市雄勝町の「雄勝湾奥部」の 9.7m の防潮堤について、宮城県は「住民合意のないまま」今秋に着工するとしており、9.7m の「大原川河川堤防」については着工を強行した。又、塩釜市の浦戸諸島・野々島の西側の港に県は、1960 年のチリ地震津波高 3.3m に 1m の余裕高を加えて 4.3m の防潮堤を計画。住民は、漁業作業に危険であり、景観を壊すと反対。県は計画を 3.3m に引き下げるが、住民は 2. 3 m に下げるよう求めて、合意に至っていない。東松島市の松島湾沿いの海拔 4.3m の防潮堤建設や気仙沼市内湾地区の 5.1m の防潮堤建設などについても、10 cm でも 20 cm でも下げたいという住民の運動が展開されている。

村井知事は、集落・住民目線ではなく、ヘリコプターから完成状況を見て、「住民合意を急ぎたい」などと言っているが、「万里の長城」でも建設しているつもりなのか。新たに国は、国土地理院が 7 月にも沿岸部の再測量に着手し、その結果を踏まえ、震災に伴う地盤の隆起分を差し引いて堤防の高さを見直し建設するよう沿岸自治体に求めるとされている。この機会に改めて住民の意見を踏まえた建設計画の全面的きなおしを行るべきである。

### (2)仙台空港民営化をめぐる問題

仙台空港民営化は、国土交通省の有識者検討会は震災から 4 カ月後の 2011 年 7 月、

全国の国管理空港について民営化を軸とした経営改革を提言したことにさかのぼる。村井県知事が同年12月、提言の趣旨に沿って仙台空港を民営化するよう国に協力を要請し、事態が動きだした。

空港運営を民間に委託する仕組みを定めた民活空港運営法が13年に施行。国交省は14年4月、「東北の活性化、震災からの復興につながる」(太田昭宏国交相=当時)として仙台空港を民営化第1号とする運営委託の実施方針を公表し、国交省は15年9月、審査に応募した企業(グループ)で最高点の東急グループを優先交渉権者として選定した。

東急グループは、東急電鉄、前田建設工業、豊田通商、東急不動産、東急エージェンシー、東急建設、東急コミュニケーションの7社で構成。空港運営に特化した特定目的会社(SPC)の仙台国際空港は15年11月、7社によって設立され、同社は12月1日に国交省と実施契約を締結し、正式に空港運営権者となり、仙台空港は7月1日から完全民営化される。

仙台国際空港は民営化後30年間で、旅客ターミナルビルの改修や旅客搭乗施設の新設など利用客や航空会社の利便性向上に約140億円を投じる計画で、総額約340億円の設備投資を計画しており、約200億円は滑走路の補修など空港機能の維持に充てるという。

仙台空港民営化の最大の目標は「旅客数を増やす」ことで、324万人(14年度)の旅客数を2020年度には410万人に、30年後は550万人にする計画である。そのために、航空ネットワークの拡充(就航便の増加)を進め、新規就航時の着陸料割引制度、旅客数減少時には航空会社の料金負担を軽減する等の措置が計画されている。

しかし、2015年の仙台空港乗降客数は前年より14万人(4%)減少し、311万人にとどまる。国内線は、スカイマークが福岡線と札幌線を15年3月下旬、神戸線を10月下旬に撤退した影響が出た。国際線は、ハワイアン航空が9月末でホノルル線の運航を中止。海外渡航客は成田などに流れたとみられる。

仙台空港民営化による乗降客数増加計画は3つのリスクがある。

第一は北海道新幹線の札幌延伸リスクである。

新幹線が新函館北斗まで開通し、さらに札幌までの延伸は2030年度と計画されている。

これに伴い新千歳就航便が大幅に減便になることが想定される。それにより現在の新千歳便利用者67万人(全利用者の27%)はほぼ半減するだろう。

第二は外人旅行者の羽田・成田・関空・福岡への利用集中リスクである。

これら5空港の外人旅行者の全空港のなかに占める利用割合は中国89.2%、台湾72.3%、韓国83.3%で、仙台空港は0.3~0.5%しかない(2013年度)。外人旅行客は一層5空港に利用集中する傾向が強まっており、現在の外人旅行客17万人を20年度に

約3倍の48万人とする計画は極めて困難といわざるを得ない。

第三は東北地区の各空港との競合が激しくなるリスクである。

東北地区各県ともそれぞれの空港の利用者増のため、様々な対策を打っている。特に就航便を増やす取り組みをめぐり、仙台空港が打つ対策により他県の外人旅行者を減少させることにつながってしまう。「仙台は増えたが、東北全体としては大きくは増えない」という現象を招きかねない。

今は東北地区全体の観光事業を一体性のある新しい施策で引き上げる努力が求められるのであり、仙台空港民営化に伴う手練手管の諸施策だけでは東北観光全体を活性化することにはつながらない。

### (3) 広域防災拠点の整備をめぐる問題

2012年9月に知事の指示で検討が開始された宮城野原地区への広域防災拠点整備計画はJR貨物宮城野原貨物ターミナル駅を岩切地区に移転し、整備しようというものである。各種防災拠点の整備は国、各県で議論されており、その有り様は国として基準がなにかあるわけではない。しかし、特定の地方圏（たとえば東北圏）ごとに「基幹的防災拠点」を整備し、都道府県単位で「広域防災拠点」を整備するという検討は進められている。現在「基幹的防災拠点」としては東京臨海部、堺臨海部に整備され、「広域防災拠点」は兵庫・岩手などで整備が行われている。

宮城県は300億円（県費140億円）を投入し、宮城野原地区に整備する計画を進めているが極めて大きな問題を持つ計画であり、根本的に計画を見直す必要がある。

阪神・淡路大震災後、兵庫県は広域防災拠点を整備した。その際の考え方は、「防災拠点は被災市街地内ではなく、むしろその周辺に求められた」ことから市街地を避け、県内6ヶ所に分散配置した。被災した市街地に設けると活動が大きく制約されること、救援物資の調達上、市街地は不利であるという理由からであった。また、岩手県も盛岡～花巻エリアを「広域支援拠点」としたうえで、県内4ヶ所を後方支援拠点とする分散型の広域防災拠点としている。

しかし、宮城県の計画は市街地の真ん中、宮城野原地区が計画地である。

宮城野原地区は最も広域防災拠点を整備してはならない典型的のような場所である。それは次の三点による。

第一に「国（内閣府）が考える広域防災拠点の配置三条件」を満たさない

内閣府は広域防災拠点配置について、①方面別に配置 ②市街地が連たんするエリアの周縁部に配置 ③アクセス性を確保する という三つの条件を掲げている。宮城野原地区はこれら条件を満たさない。

第二に「国（総務省）が考える広域防災拠点の利便性・自立性・代替性」の検討が不十分である。

利便性については「陸海空の交通機関からのアクセスが容易」であることとされているが、計画地は容易ではない。自立性については、計画地は液状化の危険地域であり、仙台市のハザードマップにおいて、地震・内水被害の危険度の高い場所であり、自立的ではない。代替性においては市街地の真ん中にあるため、交通、輸送の代替機能が確保されていない。

第三に恣意的な立地選定評価を行って、本来配備すべきでない宮城野原を強引に候補地とした。

評価項目にある「地盤」（地盤が堅固か（○）、地盤災害発生の恐れありか（×）を評価）という項目では、評価基準がない△評価を行い、評価点数を引き上げるという偽装も行った。また09年に県土木部が評価した宮城野原に関する点数は8~9点であったものが、諸項目を都合の良い点数に変え、強引に宮城野原が最も良い立地であるかのような評価をした。

これらの問題から、宮城野原地区への整備計画は正当性がない。この問題は「創造的復興」に名を借りた300億もの壮大な無駄使いであり、計画は撤回されるべきものである。

#### (4) 水素エネルギーの普及促進をめぐる問題

村井知事は「来月（3月）、東北で初めてとなるスマート水素ステーションの運用を開始いたしますが、来年度（16年度）は、やはり東北初となる商用水素ステーションの立地を実現したいと考えております」と2月県議会で表明した。併せて、燃料電池自動車や家庭用燃料電池エネファームを導入する場合の補助制度を創設するとともに、公用車として導入する燃料電池自動車を県民向けの試乗会や市町村への貸し出しなどに積極的に活用するという。

ガソリン燃料車にはガソリンスタンドがあるように、水素燃料電池車（以下燃料電池車）に燃料を供給する水素スタンド（ステーション）が必要である。2015年度内に四大都市圏を中心に100箇所の供給場所を確保することが経産省の目標である。81箇所まで整備が進められ、うち23箇所が開所している（15年6月11日現在）。宮城県には設置計画はなかったが、村井知事が名乗りを挙げ、県が宮城野区の県保健環境センター周辺の県有地を提供。整備費用の一部として設置者の岩谷産業に3億8000万円を補助し、来年2月の商用開始を目指すとされている。

「化石燃料に依存する社会から、無限に存在する水素の利活用を抜本的に拡大することで、大幅な省エネルギー、環境負荷低減を実現するため」として現在、トヨタ自動車の「ミライ」、ホンダの「クラリティ・フューエル・セル」が発売されている。価格はミライが724万、クラリティが766万と最高級外車並みである。クリーンエネルギー購入補助金のほか各種優遇措置があり、ミライであればそれらを活用して225万が

補助され、最終的には500万程度で購入できるとされている。宮城県ではさらに101万を補助する計画で、400万を程度の価格で購入が可能である。

しかし、トヨタ自動車のホームページによれば「今後いただくご注文分の納期目処については2019年（平成31年）以降の納期となる見通し」と案内されており、実態は「5年待ち」（日経ビジネスオンライン3月17日）で、今注文しても、納車は2020年を待たねばならない（現在のミライ販売台数は「500台」程度）。

宮城県は今年度ミライ2台購入、クラリティ1台リース購入し、来年度トヨタは試乗車2台、ホンダはリース車2台を県に貸し出す計画である。宮城県内合計7台のために、3.8億円を補助して水素ステーションを作つてあげるというのが今回の補助の実際の姿である。

「水素エネルギーの普及活動を精力的に推進」するというフレーズは誠に結構な耳障りである。しかし、この水素エネルギー普及⇒水素ステーションを整備⇒燃料電池車普及という論法は、「被災地・被災者」の復興とはまったく関係ない。

燃料電池車の生産にかかる経済効果は宮城県で燃料電池車が生産されるわけでもなく、被災地の経済復興に貢献するものではない。燃料電池車購入には補助金を活用すれば400万前後で買える人は富裕層を中心にいるだろうが、それは被災者にとって何の意味もない。ましてや今購入しようと思っても納車が数年後の2020年前後であれば、わずか7台の県等の電池燃料車のため、数年間水素ステーションは運営されることになるのであって、そこに3.8億円もの巨費を補助するというのが今回の「水素エネルギーの普及活動」の本質である。

村井知事は今回の施策を通じて「『東北における水素社会先駆けの地』を確かなものにしてまいりたいと考えております」と述べている。しかし、被災地宮城で喫緊の解決課題は、被災者の住いと生業の再建を確かなものにすることであり、極少数の富裕層への車購入支援や閑古鳥が鳴くことになる水素ステーションづくりではない。

以上

## 宮城の農業・漁業 — 復旧・復興の現状と課題

宮城県は、国内有数の農業・漁業県です。沿岸部平野部は、イチゴ、花卉、野菜の有力産地でした。また漁業は、気仙沼はカツオ、サンマの主要漁港であり、石巻は三陸の多種類にわたる魚類の集積港でした。県北の養殖カキは岩手県と並んで生食カキの主要産地でした。

東日本大震災では、これらの産地が流失しました。とくに漁業は宮城県内の 142 の全漁港が被災し、壊滅的ともいえる状況に立ち至りました。まさに、宮城漁業の危機でした。しかし、トヨタ頼みの「富県みやぎ」を唱える村井知事には、漁業の一刻も早い回復に取り組まねばならないという認識はなかったようです。

復興策の基本は、農業・漁業の抜本的構造改革一辺倒であり、それがすべてでした。漁業では、2011 年 5 月 10 日、国の復興構想会議の席上、村井知事が唐突に「水産特区」の導入を提唱しました。復興加速のために民間資本の導入を計りたい—そのためには企業に漁業権を開放する。そのための「特区」の設定というものでした。一刻も早い復旧に向けて、県漁協が、漁業者が必死に努力を続けている最中の発言です。漁業者の怒りは最高潮に達しました。漁業権は浜に暮らす漁業者の命綱ともいえる権利です。それを大震災を機に一方的に開放しようとした暴挙です。私達県民センターも、漁業者と共に反対運動に立ちあがりました。その一方で、知事が執拗に参加を求めていた企業とも会い、県漁協にも出向き、問題解決への軟着陸のために一定の努力を重ねました。しかし、県は一切脇目をふらず「水産特区」成立に執着しつづけました。復旧は、おのずと漁業者の自助努力にゆだねられることになりました。漁業者は、被災した全漁港の応急復旧を要求し、2011 年 12 月末には、一応の仮復旧が実施されました。しかし、地盤沈下した漁港の作業は困難を極めました。ひざ上まで水に浸りながらの作業を余儀なくされましたが、漁期のある漁業ですから、時間とも戦いながら、残ったものを探し、共同で力を出し合い、漁業を復旧させてきました。全国の漁業者からの漁船の提供等の力強い支援にも支えられました。

現在、漁港の完成率（2015 年 12 月末）は、県管理港 46%、市町村管理港 28% と小さい浜の苦闘はまだまだ続いています。加えて、港湾整備と防潮堤建設を同時に提案する県の方針にふりまわされています。水産加工業は、企業活動が成立しているのは 20% 程度という厳しい状況がつづいています。岩手県では水産業の復旧に 3/4 補助というグループ補助金を重点的に漁業関連業種に割り当て、運用への支援をつづけていますが、宮城は、当初のグループ補助金を自動車関連のサプライチェーンにまわすなど、漁業軽視を明確にしていました。その間も漁業者の努力は続き、水揚高では、震災前の 80% まで回復しています。

農業復興の県のスタンスは、漁業と同様です。ただし、農業では「農と食のフロンティア事業」という 6 次産業化も視野に入れた新しい構造改革事業です。

被災した水田については、40 年来唱えてきた農地集約化大規模化、法人化です。今回は、その規模の大きい事が特徴です。基本は 1 区画面積 2 ha、(事業は 300ha (150 区画) 工事期間は 6 年というものです。従来までの大型圃場事業は 1 区画 1 ha、200ha (200 区画) を工期 10 年というものでしたから、工事の密度は従来の倍です。したがって事業経験のない企業も事業に参入しています。完成後の圃場条件に不安を募らせる農家もあるほどです。その不安は適中し、亘理町の現場では、約束の期日までに工事が終了せず、すっかり準備を整えた農家は、その年の作付けを断念せざるを得ないという状況も生まれました (2015 年)。

イチゴ地帯の山元・亘理両町をまたぐ地帯には、巨大なイチゴハウス群が林立しました。従来の土床ではなく、高床式の水耕栽培が主体です。施設は全額国庫出資の 5 年間の無償貸与です。高い技術をもった農家群が、新しい高床式のイチゴの水耕栽培に取り組んでいます。中には外部資本の参入もあり、当初 1 粒 1.000 円のイチゴ出荷で脚光を浴びましたが、5 年後には施設の買取りが予定され、それに対応できる農家はどれ位いるかは不明です。また、このイチゴ団地に参加している農家は、地域農家の 30% にとどまり、残りの 70% の農家の農業での復興の道は、今のところ示されていません。

新しい動向として、原発事故にも対応可能というふれこみの植物工場も建設が進んでいます。県内には 19 社の植物工場があり、うち 8 社は震災後に建設されたものです。まったく新しい経営手法であるため、その成否は判断しにくいのですが、やはり販路確保が課題であり、早くも販路が得られず、倒産した事例も出ているほどです。

一方では自力再建の道を歩み始めている農家も存在します。その一人仙台市若林区の E 氏の事例を見てみます。E 氏は、震災前には 14ha を経営していました。震災では家屋敷は破壊され作付け可能農地は 25ha のみとなりました。しかし、現地再建の目標は失わず、内陸部の親戚の畠 20ha を借りてキャベツ、ブロッコリーを栽培、さらにボランティアの手も借りて農業再建、自宅再建に取り組みました。大変な努力の中、今日は水稻 15ha、ハウス 1.5ha、次男のイチゴ栽培という大規模家族農業の先陣として活躍しています。E 氏の存在が刺激となって、地区には多くの住民が現地再建を果たしています。長い歴史の上に立った新しいコミュニティの出現が期待されています。農民の持つ底力そのものといえます。この地区を中心に、新しい地域農業の展開を、先進化に学んで推進する動きも活発化しています。私達県民センターはこうした動向に参加を強めたいと考えています。

<文責 綱島不二雄>

過疎化が進んでいた宮城県内の中・山間地、それに追い打ちをかけるような東日本大震災。  
小・中学校の統廃合、少子化委に伴う高校の再編が進められてきています。下線は被災校。

**新設校**

- 2011年 村田町立村田小学校 涌谷町立月将館小学校 宮城県立利府支援学校富谷校  
 2012年 川崎町立富岡小学校 大郷町立大郷小学校 栗原市立栗駒南小学校 栗原市立鶯沢小学校  
 丸森町立丸森中学校 栗原市立栗原西中学校  
 宮城県美田園高等学校  
 2013年 仙台市立泉松陵小学校 栗原市立栗駒小学校 栗原市立一迫小学校 栗原市立若柳小学校  
 石巻市立北上小学校 東松島市立鳴瀬桜華小学校 女川町立女川小学校  
 栗原市立栗駒中学校 東松島市立鳴瀬未来中学校 女川町立女川中学校  
 2014年 七ヶ宿町立七ヶ宿小学校 色麻町立色麻小学校 栗原市立金成小学校  
 小松島支援学校 仙台白百合学園高等学校（通信制課程）  
 2015年 仙台市立錦ヶ丘小学校 富谷町立明石台小学校  
 涌谷町立涌谷中学校  
 宮城県登米総合産業高等学校 石巻市立桜坂高等学校  
 2016年 東松島市立宮野森小学校 涌谷町立籠岳白山小学校 ホライゾン学園仙台小学校

**廃校**

- 2011年 角田市立小田小学校 村田町立村田第一小学校 村田町立村田第三小学校 村田町立村田第四小学校  
 村田町立村田第五小学校 涌谷町立涌谷第二小学校 涌谷町立涌谷第三小学校 栗原市立栗駒小学校  
 耕英分校  
 宮城県鶯沢工業高等学校  
 2012年 川崎町立川内小学校 川崎町立本砂金小学校 川崎町立支倉小学校 川崎町立碁石小学校  
 川崎町立前川小学校青根分校 大郷町立粕川小学校 大郷町立大谷小学校 大郷町立味明小学校 大  
 郷町立大松沢小学校 栗原市立尾松小学校 栗原市立宝来小学校 栗原市立鶯沢小学校 栗原市立文  
 字小学校 石巻市立谷川小学校 気仙沼市立南気仙沼小学校  
 丸森町立丸館中学校 丸森町立丸森東中学校 丸森町立大内中学校 丸森町立丸森西中学校  
 栗原市立一迫中学校 栗原市立花山中学校  
 仙台市立仙台団南萩陵高等学校  
 2013年 仙台市立松陵小学校 仙台市立松陵西小学校 山元町立中浜小学校 栗原市立岩ヶ崎小学校  
 栗原市立栗駒小学校 栗原市立鳥矢崎小学校 栗原市立一迫小学校 栗原市立姫松小学校  
 栗原市立金田小学校 栗原市立長崎小学校 栗原市立若柳小学校 栗原市立大目小学校 栗原市立有  
 賀小学校 栗原市立大岡小学校 栗原市立畠岡小学校 登米市立森小学校 石巻市立船越小学校 石  
巻市立相川小学校 石巻市立吉浜小学校 石巻市立橋浦小学校 東松島市立小野小学校 東松島市立  
浜市小学校 女川町立女川第一小学校 女川町立女川第二小学校  
女川町立女川第四小学校 気仙沼市立浦島小学校  
 栗原市立栗駒中学校 栗駒市立鶯沢中学校 石巻市立大川中学校 東松島市立鳴瀬第一中学校 東松  
島市立鳴瀬第二中学校 女川町立女川第一中学校 女川町立女川第二中学校  
 2014年 七ヶ宿町立関小学校 七ヶ宿町立湯原小学校 大崎市立中山小学校 加美町立上多田川小学校  
 色麻町立色麻小学校 色麻町立清水小学校 栗原市立沢辺小学校 栗原市立金成小学校 栗原市立萩  
 野小学校 栗原市立萩野第二小学校 栗原市立津久毛小学校 石巻市立湊第二小学校 気仙沼市立落  
合小学校  
南三陸町立戸倉中学校  
 宮城県女川高等学校 気仙沼女子高等学校  
 2015年 仙台市立坪沼小学校 仙台市立貝森小学校 栗原市立富野小学校 石巻市立門脇小学校 石巻市立飯  
 野川第二小学校 気仙沼市立白山小学校 丸森町立丸森小学校羽出庭分校  
 涌谷町立涌谷中学校 涌谷町立籠岳中学校 気仙沼市立小原木中学校  
 宮城県上沼高等学校 宮城県米山高等学校 宮城県米谷工業高等学校 石巻市立女子高等学校 石巻  
市立女子商業高等学校  
 2016年 仙台市立荒浜小学校 仙台市立中野小学校 東松島市立宮戸小学校 東松島市立野蒜小学校 大崎市  
 立鹿島台第二小学校 大和町立宮床小学校難波分校 涌谷町立籠岳小学校 涌谷町立小里小学校

## 休校

2012年 仙台市立作並小学校新川分校  
2013年 白石市立福岡小学校八宮分校  
2014年 石巻市立萩浜小学校  
2015年 仙台市立生出小学校赤石分校

## (2)震災による遺児・孤児への支援状況

宮城県は、3.11 東日本大震災により遺児・孤児になった子どもたちに寄付金を集め「東日本大震災みやぎこども育英基金」をつくり、子どもたちを支援してきました。

[宮城県]東日本大震災による遺児・孤児の数

	未就学児	小学生	中学生	高校生	計
震災孤児	10人	56人	29人	44人	139人
震災遺児	209人	304人	203人	209人	925人
合計	219人	360人	232人	253人	1,064人

出典:宮城県

注1:平成28年1月31日現在

対象学年	宮城		岩手		福島			
	月額	一時金 (入学・卒業 時に給付)	月額	一時金 (入学・卒業 時に給付)	月額	一時金 (入学・卒業 時に給付)	遺児	孤児
未就学児	1万円		2万円	6万円	2万円	3万円	3万円	
小学生	1万円	15万円	2万円	9万円	3万円	4万円	5万円	
中学生	1万円	20万円	2万円	13万5千円	3万円	4万円	10万円	
高校生	2万円	60万円	4万円	30万円	4万円	5万円	30万円	
大学生	3万円		6万円		5万円	6万円		
未就児から大学 まで給付された場合の累計 給付額例		491万円		850万5000円			遺児 900万円 孤児 1164万円	
集まった寄付金 額	89億円 (2015年10月末)		70億円 (2014年11月末)		41億円 (2015年2月末)			

しかし、宮城県の支援金・奨学金制度内容は、表からも分かるように被災3県で最低水準。

宮城県で将来的に必要な額は、約34億円です。このままでは、現時点での募金総額89億円（2016年には90億円を超えていた）の内55億円以上が使い残しとなることから、県民センターとして以下の申し入れを行いました。

県議会の文教警察委員会や保健福祉委員会で報告された「拡充」策でなく、「東日本大震災みやぎこども育英基金」設立の趣旨に基づく、「東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金」の給付額を福島県や岩手県並みの水準にし、手厚く・充実したものにすること。

2. 「東日本大震災みやぎこども基金」への寄附金募集の趣旨を変更し、運用する場合は、別途、検討委員会を設置すること。

新日本婦人の会は「同基金」に2015年2月に全国の仲間からの募金で500万円を寄付し、目録を届けた際にも「遺児・孤児のみなさんにもっと手厚く給付してほしい」と要望していた経過がありました。16年1月21日付で新婦人中央本部に村井知事より「基金の使途拡充」に関する手紙が届き、宮城県本部として1月29日付で県民センターの申し入れと同趣旨の「要望書」を届けていました。

残念ながら、宮城県は私たちの要請を拒否し、「寄付者の方々にもほぼご理解いただけた」として「同基金」の使途を、

- ◆ 震災遺児・孤児を養育している里親等への支援、◆ 被災地の子どもたちの心のケアに関する支援、
- ◆ 震災の影響が考えられる不登校児童生徒等への支援、◆ その他、被災地の子どもたちの健全な育成のための支援などの事業等に拡充し、2016年度から一般財源として予算に組み込んでいます。

## 「原発賠償」に関する取り組み

### I 宮城農民連の取り組み

#### 1 「農民連被害者会」として被害者が東電に請求

○2011年9月12日を第1回として、2016年3月18日で55回目

毎月1回、仙台にある「東電相談センター」の職員が大崎市古川の農民連事務所を来訪し請求書を受け取り。

○毎月の東電への要請事項

原発事故収束への工程表を示し、進捗状況を毎回報告すること。原発事故は現在進行形で被害は継続しており、完全賠償すること。原発の再稼働は行わないこと。原発の使用済核燃料、指定廃棄物の最終処分場を敷地内に一刻も早くつくること。

○肉牛から始まり、シイタケ原木、原木シイタケ、マイタケ、タケノコ、有機米、乾燥牧草、直売所等、この5年間で約金6億円の損害賠償金の合意となった。

○この請求行動の中で、丸森森林組合、耕野タケノコ生産組合が農民連に団体加盟。

#### 2 今後の取り組み

○国と東電は賠償について後退傾向

○汚染わら、乾燥牧草、山林、農地、山菜等賠償の対象は多く残されている。

○原発事故収束に向けて、被害者として、自治体・団体として、監視が必要。

○被害者の会は解散しないで、継続して当面毎月1回行動を。

### II 宮城原発被害弁護団の取り組み

#### 1 福島第1原発爆発事故で発生した放射能は隣県である宮城県にも大量に降りそそぎ、その結果宮城県南の酪農農家、県北の稻わら業者、肥育（畜産）農家、県南のシイタケ栽培業者、原木業者、炭焼業者、林業者、産直業者、水産加工業者、釣舟業者等はセシウム汚染、風評被害に苦しんでいます。また、福島県の原発近接地域（いわゆる相双地域）の業者・施設等と取引関係にあった宮城県の事業者の被害も少なくありません。

2 そこで、弁護士菊地が団長となり仙台弁護士会有志 13 名で 2012 年 2 月に当弁護団を立ち上げました。立ち上げに当たり、弁護団の目的を、①個別完全被害救済はもちろんのこと、②地域産業・地域社会の可及的回復、そして③完全賠償により原発がいかに高コストであるかを国と電力会社に思い知らせ、すべての原発の再稼働阻止、廃炉を実現することを確認しました。

3 弁護団は、2016 年 5 月 11 日現在、ADR を中心に 52 個人・法人で総額約 5 億 1500 万円の解決実績があります。

解決事例を紹介しますと、●旅館の風評被害、●薪ストーブが使えなくなり灯油ストーブへの買替費用の損害、●山菜・キノコを直売所に納めていたところ直売所から出荷自粛要請を受けた損害、●関東・関西方面に魚介類を販売していた仕入業者の風評被害、●養豚業者の堆肥の搬入先で堆肥から放射能が検出されたため受入れ中止、そのため自社で堆肥処理施設を設置せざるを得なくなった費用の損害、●ほど木の原木を使えなくなった原木しいたけ栽培業者の損害、●釣具店の風評被害、●遊漁船の風評被害、●水産加工会社の風評被害、●有機米販売業者の風評被害、●常磐道の工事業者の工事中止による損害、●旅館の出入業者の旅館が営業停止になったことによる損害、●海産物の輸出業者の海外での風評被害等です。

4 当弁護団が仙台地裁に提訴していたいわゆる間接損害事例で、2016 年 3 月 29 日原告 5 名中 4 名について仙台地裁で勝利的和解が成立しました。

これは、福島県の相双地域の事業者、病院、施設等と取引があった宮城県の事業者が、相双地域の事業、病院、施設が原発事故のために営業中止、廃業等になった結果受けた損害の賠償を求めたものである。各原告とも相手の全売り上げに占める割合は 1 割、多くても 3 割というものでした。

弁護団に依頼する前の本人請求の時点では東京電力は一律に「あなたの被害は間接損害で他で営業できるんだから（代替性があるから）損害はない、だから払わない」というけんもほろろの回答でした。ひどいのは、「今どきインターネット販売もできる。自主努力が足りない」と言われ拒否された例もありました。原賠審の中間指針では間接損害については代替性がないことが賠償の要件とされており、東京電力はこれを自分に都合よくねじ曲げて主張していました。そこで、弁護団は 2013 年 10 月東京電力を被告に弁護団に依頼した 5 名の原告について仙台地裁に提訴しました。

弁護団としては、本件は前例のない事件なので、全国各地の民法学者からアドバイスをいただき、北海道大学の民法の教授からは意見書を書いていただき裁判所に提出しました。弁護団はそれにもとづき、「本件は代替性の有無は関係ない。間接損害ではなく直接損害である」と主張しました。

東京電力は当初頑強に抵抗していましたが、提訴2年半目にして裁判所の和解勧告を受入れ、2016年3月29日高水準での和解成立に至りました。この和解は、いわゆる間接損害でも代替性の有無を問わず賠償の対象になることを東京電力に認めさせたもので、画期的です。今後間接損害事例について東京電力のゴネ得は許されなくなりました。

宮城県に限らず、福島県の相双地域と取引のあった他県の事業者で泣き寝入りを強いられている事業者は少なくないと思われます。今からでも遅くないので、ぜひ被害救済に立ち上がっていただきたいと思います。

以上

## 女川原発の再稼働中止—5年で広げた共同を「オールみやぎ」に

原発問題プロジェクトチーム

「紙一重の無事」だった女川原発の再稼働中止、「原発ゼロ」の復興を主張し共同を広げた

東日本大震災による地震動で発生した短絡・地絡により、東北電力女川原子力発電所は外部電源5系統のうち4系統を失いました。津波襲来が引き潮のほほピーク時だった幸運に恵まれたため、津波は敷地高を80cm下回りましたが、冷却用海水を取水する地下の配管から海水が浸水して2号機の冷却系統が1系統失われ、冷温停止にもちこむことができたことは「紙一重の無事」（「毎日新聞」2011年5月24日）にすぎません。国会事故調はその報告書で、「女川原発では、状況如何では原子炉事故の回避が極めて困難になっていた可能性があった」（報告書178ページ）と指摘しました。

東北電力は、「2017年四月以降の再稼働」（2015年株主総会）をめざしていますが、女川原発はもともと安全性に疑問があるMark I（2・3号機は改良型）で、大震災で被災した特殊な原発であることから、その損傷を明らかにし安全性を徹底検証することが不可欠です。また、繰り返し巨大地震・大津波が発生する日本海溝の直近に女川原発が位置しているため、複合災害として重大事故が発生する事態を考えざるをえません。女川原発から大量の放射能が放出されれば汚染は県土の全域に及びやすい地形で、UPZ（30km圏）に大都市・石巻市の全域が入り50km圏に百万都市・仙台が位置していることを考慮すれば、大多数の県民が県外避難を余儀なくされ、住民の被ばくと損害が福島第一原発事故をはるかに上回ると想定せざるをえません。

よって当センターは、女川原発は他の原発に優先させて廃炉にすべきだと主張し、「原発ゼロ」の復興をめざしてきました。原発問題住民運動宮城県連絡センターの世話人会に当センターの世話人と事務局が2～3人参加する措置をとり、毎回の世話人会と事務局会議で原発問題を議題に取り上げ、2012年2月16日の大集会の実行委員会に参加したことを皮切りに、広範な県民運動との協力・共同を進めてきました。

新規制基準—世界のレベルにほど遠く、重大事故時の住民避難に責任をもたない

「安全神話」からの決別を期待されて原子力規制委員会が発足しましたが、「新規制基準」は、規制を後回しにして、原発再稼働のための手立てを講じるものになっています。

新規制基準は、過酷事故対策として、炉心損傷防止対策、格納容器破損事故防止対策、放射性物質放出抑制対策をあげていますが、3つのすべてに問題があります。

炉心損傷防止対策について、新規制基準は炉心損傷防止目標を一炉あたり一万年に一回以下とっていますが、先進国では十万年に一回以下で、この点では世界の最低水準です。

格納容器破損防止対策について、ヨーロッパでは航空機の墜落に備える二重格納容器、核燃料の溶融に備えるコアキャッチャーが標準装備になっていますが、新規制基準はどちらも要求していません。

放射能放出抑制対策について、規制委員会は、格納容器の損傷防止のためベントを多用するという考え方へ転換しました。これは放射能を閉じ込めるという格納容器の設計思想を放棄し、住民に被爆させる道に大きく転換したこと意味しています。

原子力規制委員会の致命的な欠陥は、「原子力災害対策指針」を示すだけで避難計画の策定を地方自治体に丸投げし、避難計画を検証しての有効性を評価することは放棄していることなど、重大事

故時の「住民の確実な避難」に一切責任をもたない点にあります。世界の原子力安全対策の標準である「深層防護」は、第5層で「人的被害防止、環境回復」、すなわち「住民の確実な避難」につとめることとしており、新規制基準はこの点からも世界のレベルにはほど遠いものです。

大飯原発と高浜原発に対して、司法がその稼働を差し止める仮処分決定を下した際に、その理由として、①安全性が保障されていない、②住民にまともな避難計画が用意されていない—ことが共通してあげられており、原発推進論のこの2つの弱点について「原発ゼロ」の県民合意をめざす今後の運動をすすめましょう。

#### 「再稼働中止」の共同の広がりが、原発を推進する政治を変える共同に発展しつつある

東北電力は2013年12月27日に女川原発2号機の適合性審査を申請し、同時に「震災に耐えた原発」と女川原発を美化するキャンペーンをスタートさせ、30km圏内の世帯に広報誌を新たに配布して「二酸化炭素を削減する温暖化対策に必要」などとして原発再稼働を受け入れさせるための世論工作を広げています。しかし、再稼働中止を求める共同が広がり、「原発ゼロ」を求める声は県内で過半数を維持し続けています。

再稼働中止を求める県民の動きは、①仙台、大崎、塩釜地区、その他の地域で続いている金曜デモ、②鹿島台からスタートした、女川原発の再稼働中止を求める「住民の会」が、涌谷町、美里町、登米市、東松島市で結成され、南三陸町でも結成準備が進行中で、UPZ圏内の全市町村をおおいつつあること、③栗原市議会が、国に原発の増設計画を白紙撤回し、既存の原発を順次廃炉することを求める意見書を採択した（2011年10月6日）ことを皮切りに、同趣旨の意見書が気仙沼市、名取市、岩沼市、美里町、涌谷町、登米市、東松島市、大崎市の各議会で採択されていること、④あいこープみやぎ、みやぎ生協、仙台弁護士会などが原発からの撤退を求める決議をあげていることなど、枚挙にいとまがありません。

広範な共同が広がる中で2015年の宮城県議選で当選した県議が原発立地県で初めて「脱原発をめざす宮城県議の会」を超党派で結成し、それが住民運動を励まして「UPZ住民の会」が結成され、再稼働の拒否権をもつ安全協定への改定を要求するなど、住民運動が政策的な力量を高めています。

東北電力は、UPZ圏内で原発再稼働を訴える新たな宣伝物の各戸配布に乗り出し、「2017年4月以降の再稼働」という方針を実行するための手立てを進めています。

- 1, 原発の安全性確保がまったく不十分で事故時の避難が困難であることを知らせる宣伝と学習運動に系統的に取り組みつつ、2012年1月からスタートさせた「女川原発を再稼働させず、原発からの撤退を進める要請署名」を運動の中軸に据えて推進し、目標の30万筆の早期達成をめざします（到達は12万筆）
- 2, 当センターが他の運動団体と共同して設置させた宮城県の「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」について、その役割発揮と運営の改善を求めていきます。
- 3, 実効性のある避難計画の策定を求め、策定に不可欠な重大事故時の放射能汚染拡散シミュレーションなどを要求するとともに、避難計画の実効性の検証を迫ります。
- 4, 当センターは「原発ゼロの復興」を一貫して追求するとともに、原発の再稼働の可否が県民の合意で決定されるようにすることを求めます。この目標に接近するために、拒否権のある安全協定の締結を求める住民運動との共同を進めます。

以上

## 強権的な指定廃棄物最終処分場建設を阻止し、自治体と住民に犠牲を押しつける 放射性物質汚染対処特措法・基本方針の見直しを求める闘い

大震災後の宮城県では、福島第一原子力発電所の事故で放出された放射能による汚染物質を適切に管理することが復旧・復興に関わる大きな課題であり続けています。

県民センターは、安倍政権による強権的な指定廃棄物最終処分場建設計画が2014年1月にもちあがったあと、「3候補地を見る会」を呼びかけて水源地に処分場をつくろうとする無謀な計画であることを県民に知らせるとともに、計画撤回を求める住民運動との共同を進めてきました。

また2015年1月25日に大規模なシンポジウムを開催するとともに、県内の有識者や諸団体と共同して、特措法と基本方針の問題点を明らかにして住民合意が可能な問題解決のあり方を提言してきました。

加美町が町を挙げて詳細調査の受け入れを拒否する闘いに取り組んだこと、県民センターが関わって候補地選考基準と選考経過に大きな問題点があったことを明らかにしたことが、環境省が詳細調査を強行できない状況を作り出し、とうとう昨年12月、栗原市、加美町、大和町が候補地返上を表明、最終処分場建設計画を、実行不可能に追い込むことができました。

県民センターは、放射能で汚染した廃棄物や除染土などの全体を把握する調査、国の責任で適切に管理する解決を提案し、放射性物質汚染対処特措法と基本方針を見直すよう求めてきましたが、宮城県町村会と宮城県市議会議長会が8000Bq/kg以上の物も以下の物も国の責任で対応することを求める要望書を提出するにいたっています。

環境省は、汚染廃棄物を減容するための乾燥化や圧縮などの方法も認めると軟化しつつも、焼却が望ましいという方針は変えず、最終処分場計画も温存して、県政を利用して特措法と基本方針にもとづく「解決」をめざしています。

市町村長会議を強引に打ち切って環境省がもちだした3カ所を候補地として押しつけた「前科」をもつ村井県政は、市町村の要求を受け入れて、指定廃棄物の汚染状況の再調査、未指定の汚染廃棄物の放射能測定、8000Bq/kg以下の汚染廃棄物の測定を環境省に要請せざるを得なくなりましたが、依然として環境省が考える範囲内での問題「解決」をめざしています。

県民センターは、国の責任で汚染廃棄物を厳重に管理する方針に転換すること、あらゆる段階で住民合意を原則にすること、「焼却炉のバグフィルターで排気ガス中の放射性セシウムは99.9%除去されている」とする環境省見解の科学的検証を求めるなどを呼びかけます。

8000Bq/kg以上の汚染廃棄物を焼却する場合、以下

の問題が生じる可能性があることを示す

問題を列記する。この問題を解決するためには、

問題を抱える自治体や住民の立場を尊重する

立場で、問題を抱える自治体や住民の立場を尊重する

立場で、問題を抱える自治体や住民の立場を尊重する

立場で、問題を抱える自治体や住民の立場を尊重する

立場で、問題を抱える自治体や住民の立場を尊重する

## 2016年度の「代表世話人」「世話人」「事務局」について

2016.6.19 「総会」 提案

### 1. 代表世話人（9名）

- 青木 正芳（弁護士・元日本弁護士連合会副会長）
- 井上 博之（歯科医師・宮城県保険医協会理事長）
- 小澤 かつ（宮城県母親連絡会会长）
- 高橋 治（社会福祉法人仙台ビーナス会理事長）
- 綱島 不二雄（元・山形大学教授・農業経済）
- 日野 秀逸（東北大学名誉教授・医療経済）
- 宮野 賢一（全日本年金者組合宮城県本部委員長）
- 村口 至（医師・坂総合病院名誉院長）
- 森 久一（元・山元町長）

### 2. 世話人（50名・うち代表世話人\*9名再掲）

- \*青木 正芳（弁護士・元日本弁護士連合会副会長）
- 阿部 重憲（都市プランナー・新建築家技術者集団会員）
- 阿部 泰幸（ライフワークサポート響）
- 安藤 満（宮城県労働組合総連合議長）
- 飯塚 正広（あすと長町第3市営住宅自治管理組合会長）
- 池田 裕道（JDF・日本障害フォーラム宮城事務局長）
- \*井上 博之（歯科医師・宮城県保険医協会理事長）
- 伊藤 博義（元・宮城教育大学学長・労働法）
- 入間田 範子（NPO法人介護サービスネットワークみやぎ副理事長）
- 新・遠藤 いく子（宮城県議会議員）
- 大木 れい子（婦人民主クラブ宮城県支部協議会会長）
- 太田 直道（宮城教育大学名誉教授・民主教育をすすめる宮城の会代表）
- \*小澤 かつ（宮城県母親連絡会会长）
- 笠原 英樹（医師・かさはらLクリニック院長）
- 鹿野 文永（元・鹿島台町長、元・全国町村会副会长）
- 北村 龍男（医師・宮城県保険医協会理事）
- 草場 裕之（弁護士・自由法曹団宮城県支部）
- 齋藤 規夫（坂総合病院友の会会長）
- 佐々木 ゆきえ（新日本婦人の会宮城県本部会長）
- 佐藤 輝男（イチゴ農家・亘理町）
- 佐藤 道子（あゆみ福祉会理事長）
- 佐保 主紀（自治体問題研究所）
- 椎谷 照彦（名取市）

## 東日本大震災復旧・復興みやぎ県民センター

島 和雄（歯科医師・宮城県保険医協会副理事長）  
嶋田 一郎（東北大名誉教授・原発問題住民運動宮城県連絡センター代表）  
庄司 慶明（石巻市議会議員）  
菅原 政隆（建築士）  
鈴木 道夫（宮城県農民団体連合会代表）  
高野 博（女川町議・原発の危険から住民の生命と財産を守る会事務局長）  
\*高橋 治（社会福祉法人仙台ビーナス会理事長）  
高橋 正行（宮城県高等学校教職員組合執行委員長）  
武部 雅汎（東北大学名誉教授・原子核工学科）  
千葉 雅俊（(株)ヤマトミ社長）  
\*綱島 不二雄（元・山形大学教授・農業経済）  
中嶋 信（徳島大学名誉教授）  
野崎 和夫（宮城県生協連専務理事）  
萩原 武（元・医療従事者）  
\*日野 秀逸（東北大学名誉教授・医療経済）  
福島 かずえ（区民要求の実現をめざす若林連絡会／宮城県議会議員）  
藤崎 隆（宮城県保育関係団体連絡会会长）  
三戸部 尚一（宮城県商工団体連合会会长）  
水戸部 秀利（医師・公益財団法人宮城厚生協会若林クリニック所長）  
宮沼 弘明（医師・宮城県民主医療機関連合会会长）  
\*宮野 賢一（全日本年金者組合宮城県本部委員長）  
新・川名 直子（宮城県教職員組合執行委員長）  
\*村口 至（医師・坂総合病院名誉院長）  
\*森 久一（元・山元町長）  
安野 正志（宮城県私立学校教職員組合委員長）  
山脇 武治（宮城県生活と健康を守る会）  
横田 有史（前・宮城県議会議員）

### 3. 事務局（22名）

事務局長 菊地 修（弁護士）  
事務局次長 小川 静治（一級建築士事務所 (有)フロム・イン）  
梶谷 貢（国民の食糧・農業、健康を守る宮城県連絡会事務局長）  
賀屋 義郎（民主教育をすすめる宮城の会事務局長）  
萱場 猛夫（元・山形大学教授）  
中嶋 廉（原発問題住民運動連絡センター事務局次長／宮城県議会議員）  
中村 芳弘（宮城県商工団体連合会事務局長）  
事務所長 金田 基（専従・宮城県民主医療機関連合会より出向）  
副事務所長 及川 薫（県民センター事務所）

事務局 岩淵 善弘（新建築家技術者集団みやぎ支部）  
小笠原 卓（日本科学者会議宮城支部）  
笠井 一臨（宮城県保険医協会事務局次長）  
鎌内 秀穂（宮城県労働組合総連合事務局長）  
齋藤 昭晃（日本共産党宮城県議団事務局）  
斎藤 清治（里企画）  
坂田 匠（宮城県民主医療機関連合会事務局長）  
三田 福子（新日本婦人の会宮城県本部事務局長）  
鈴木 弥弘（宮城県農民団体連合会事務局長）  
野呂 圭（弁護士・仙台中央法律事務所）  
  
新・角野 達也（宮城県議会議員）  
嵯峨 サダ子（仙台市議会議員）  
花木 則彰（仙台市議会議員）

以上

（以下略）

## 2015 「事務局」活動日誌（「総会 6/21」以降）

- 6/21 (日) 県民センター「設立 4 周年総会」 13:00-16:30
- 6/22 (月) 石巻「住まい連」幹事会 13:30-15:45
- 6/23 (火) 最終処分場問題での申し入れ行動  
県知事、県会議員、環境省、 (各市町村長あてには郵送)
- 6/24 (水) 6.24 ワン・ディアクション  
戦争法案の強行採決を許さない 6.24 緊急県民集会
- 6/25 (木) 「東北デイカル・メバウク事業に関する公開質問状」への「回答」收受 (24 日付)
- 6/26 (金) 「国の責任で震災復興を行え！ 6.26 国会行動」
- 6/27 (土) 日本科学者会議宮城支部シンポ  
「大震災の経験を学ぶ防災復興のありかたを考える」
- 6/29 (月) 住まい PT 16:00~
- 6/30 (火) 原発センター「世話人会」 14:00~
- 7/02 (木) 第 2 回みやぎ医療機器創生産学官金連携フェア 13:00~ 講演聴講  
(「復興庁・文科省」地域イノベーション戦略支援プログラム・東日本大震災復興支援型)
- 7/04 (土) 「女川原発の事故時の避難計画を考える」学習会 13:30~ 女川町
- 7/06 (月) 県民センター事務局会議 16:00~
- 7/07 (火) 災対連「全国交流集会」現地実行委員会 13:00~ 県民センター事務所
- 7/08 (水) 静岡大学・川瀬(憲)教授、来所懇談 15:00~ (網島・金田)
- 7/09 (木) 女川原発廃炉～街頭署名行動 12:00~
- 7/09 (木) 「女川原子力発電所 2 号機の安全性に関する検討会」に係る  
公開質問状③ 提出行動
- 7/09 (木) 宮城災対連会議 18:15~
- 7/10 (金) 最終処分場反対「大和・黒川」集会 19:00~
- 7/11 (土) 災対連「焼き出し・何でも相談会」 11:00~ 石巻市・大橋仮設団地
- 7/13 (月) 県民センター事務局ミーティング 16:30~
- 7/14 (火) 戦争法案を廃案に！昼休み緊急デモ 12:10~
- 7/15 (水) 住まいPT 打合せ 15:00~
- 7/15 (水) 原発センター「世話人会」
- 7/17 (金) 仙台パーソナルサポートセンター訪問「懇談」 13:00~
- 7/17 (金) 安保法案ゼッタイ廃案！ 緊急県民集会 18:00~
- 7/18 (土) 「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」シンポ  
14:00~17:00 岩手県産業会館
- 7/19 (日) 最終処分場反対「加美町・緊急住民」集会 14:00~
- 7/21 (火) 住まいPT 16:00~

7/22 (水) メディカルメガバンク P T 18:00~

7/23 (木) 県民センター事務局会議

7/24 (金) 仙台市議選「告示」

7/25 (土) 核戦争を防止する宮城医師・歯科医師の会公開講演会 14:00~  
活断層からみた東北の原発-指定廃棄物処分場候補地にも触れて-

7/28 (火) 「脱原発の議員を増やそう」お話カフェ 吉井英勝氏講演 14:00~

7/28 (火) 事務局ミーティング 16:30~

7/29 (水) 第6回女川原発安全性検討会 13:00~

7/29 (水) 保険医協会会員学習会-「宮城県の復興の現状と課題」レク 19:00~

7/30 (木) 後期高齢者医療広域連合議会あて「被災者医療費窓口減免」請願

8/02 (日) 仙台市議選「投票日」

8/02 (日) 「市民による女川原発の安全性に関するシンポ(仮称)」実行委員会①  
10:00~

8/03 (月) 住まいP T 15:00~

8/04 (火) 「女川原発2号機の安全性に関する検討会に係る」公開質問状への回答説明  
15:00~

8/05 (水) TPP交渉からの即時撤退を!! 緊急街宣行動 12:00~

8/06 (木) 反TPPネットワーク宮城構成団体企画会議 15:30~

8/07 (金) 仙台市復興事業局生活再建推進室「往訪」 15:30~

8/09 (日) 歴史教育者協議会・第67回宮城/東北大会(～11日) 於:東北学院大学

8/11 (火) 川内原発再稼働反対!! 緊急街宣行動 12:30~

8/11 (火) 災対連「全国交流集会」現地実行委員会 13:00~

8/11 (火) 宮城農民連「東電」との賠償交渉

8/11 (火) 県民センター事務局会議 16:00~

8/16 (日) 教育研究全国集会2015in宮城(～18日) 於:仙台サンプラザ、東北大学他

8/19 (水) 「保管牧草及びホダ木の処理」に関わる仙台市からの説明 10:00~

8/19 (水) 放射性指定廃棄物の保管状況調査(大崎市) 14:00~

8/19 (水) 事務局ミーティング 17:00~

8/20 (木) 全国災対連「拡大世話人会」

8/20 (木) 第6回女川原発安全性検討会 13:00~

8/21 (金) 社会教育研究全国集会「打ち合せ」 15:30~

8/22 (土) 県民センター「世話人会」 10:00~

8/23 (日) 11.23女川原発シンポ「実行委員会②」 10:00~12:00

8/24 (月) 仙台市「復興事業局」との意見交換会 13:00~16:00

8/24 (月) 仙台市「保管牧草及びホダ木の混焼処理」開始

8/26 (水) 雄勝町「防潮堤」現地訪問調査

- 8/28 (金) 加美町・田代岳「最終処分場」詳細調査-反対意思示威行動 8:00～
- 8/28 (金) 保険医協会「公害環境対策」学習会 19:00～  
20km 県内からの避難—福島第一原発過酷事故に遭って—
- 8/29 (土) 社会教育研究全国集会「課題別学習会」で県民センターの取り組み報告
- 8/30 (日) 戦争法阻止「中央行動」／県内ワンディ・アクション
- 8/30 (日) せんだい東部復興市民会議「総会」 14:00～
- 8/31 (月) 加美町・田代岳「最終処分場」詳細調査-反対意思示威行動 10:00～
- 8/31 (月) 医療介護福祉PT 19:00～
- 9/02 (水) 女川原発再稼働反対-街頭署名行動 12:00～
- 9/02 (水) 住まいPT 16:00～
- 9/03 (木) センター「事務局会議」 16:00～
- 9/04 (金) 共産党市議団「仙台市による牧草・ホダ木焼却処理中止を求める」  
声明発表
- 9/05 (土) 宮城県労連第27回定期大会
- 9/06 (日) みんなで止めよう安保法案 みやぎ3000人大集会
- 9/08 (火) 宮城災対連会議
- 9/12 (土) 最終処分場建設反対県民連絡会
- 9/12 (土) 宮商連-伊藤前会長・永沢前事務局長・大友事務局員「感謝のつどい」
- 9/13 (日) 災対連「炊き出し・なんでも相談会」(石巻市、松並・緑町「結祭り」)
- 9/14 (月) 安保法案ゼッタイ反対 9.14緊急県民集会
- 9/18 (金) 仙台弁護士会・災害復興関連シンポ「在宅被災者の現状」18:15～
- 9/19 (土) 最終処分場計画の見直しを求める討論集会(大崎連絡会主催) 14:00～
- 9/24 (木) 仮設住宅「訪問調査行動」
- 25 (金) 同 上
- 9/27 (日) 11.23女川原発シンポ「実行委員会③」 10:00～
- 9/28 (月) センター「スタミナ会」 18:00～
- 9/29 (火) センター「事務局会議」 16:00～
- 10/02 (金) 住まいPT
- 10/03 (土) 働くもののいのちと健康をまもる東北セミナーin岩手 (～4日:花巻)
- 10/05 (月) メディカルメガバンクPT
- 10/06 (火) 全国災対連「拡大世話人会」
- 10/06 (火) 加美町・田代岳「詳細調査強行阻止」行動  
6 (火)～9 (金)、13 (火)～15 (木)と実施。16日・告示後は中断!!
- 10/07 (水) 宮城災対連会議
- 10/08 (木) 石巻すまい連「市長への申し入れ」行動
- 10/08 (木) 女川原発「検討会」座長宛「要望書」提出行動

- 10/09 (金) 全日本民医連「学術運動交流集会」 (～10日：大阪市)
- 10/10 (土) 保団連「医療研究集会」 (～11日：都内千代田区)
- 10/13 (火) 宮城県第3回「環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」
- 10/15 (木) 川内原発2号機再稼働反対宣伝行動 12:00～
- 10/16 (金) 宮城県議会選挙「告示」 25日「投票日」  
住まいPT 16:00～
- 10/17 (土) 自由法曹団「2015年宮城蔵王総会」 (～19日：蔵王町)
- 10/18 (日) 11.23シンポ実行委員会 10:00～
- 10/19 (月) TPP大筋合意にかかる宮城県JA代表者緊急抗議集会 13:30～15:00
- 10/22 (木) 事務所「消防設備」点検作業
- 10/25 (日) 宮城県議会選挙「投票日」
- 10/27 (火) 加美町・田代岳「詳細調査強行阻止」行動 再開 27・28・29
- 10/29 (木) 松島町役場「往訪」 11:00～  
加美町と国（環境省）が最終処分場問題で専門家を交えた意見交換会  
県民センター「事務局会議」 15:00～  
鹿野文永氏「講演」（せんだい市民自治研究会総会）18:00～
- 10/31 (土) 災対連「炊き出し・何でも相談会」 11:00～ 岩沼市玉浦西災害公営住宅
- 11/02 (月) 加美町・田代岳「詳細調査強行阻止」行動 再開 04・05  
「東日本大震災みやぎこども育英基金」の使途に関わる申し入れ 16:00～
- 11/03 (火・祝) 宮城民医連「仮設住宅訪問調査」①（七ヶ浜町）
- 11/04 (水) 11.23シンポ-パネリスト他「女川原発視察」  
住まいPT 16:00～
- 11/05 (木) 11.23シンポ-パネリストと実行委員との意見交換会 10:00～  
食健連・緊急学習会「TPP交渉-『大筋合意』を切る！」 18:00～
- 11/06 (金) 事務局ミーティング
- 11/07 (土) 県民センター「世話人会」 10:00～  
「憲法9条を守り生かす宮城のつどい2015」 13:00～
- 11/08 (日) 緊急シンポジウム「一人ひとりが希望のもてる住宅再建を」 13:30～
- 11/10 (火) 11.23シンポ申し込み行動（県・東北電力）  
11.23シンポ宣伝行動 17:00～  
宮城災対連会議 18:15～
- 11/11 (水) 綱島代表世話人、日本科学者会議「地震・津波災害復興研究委員会」課題  
で岩手県沿岸部訪問調査  
(～13日。岩手県復興局、宮古・大槌・大船渡・陸前高田。金田-同行)
- 11/12 (木) 11.23シンポ-宣伝行動 12:00～

- 11/13 (金) 宮城県子ども・子育て会議 13:00～  
「市民協働と防災を考える集い」 18:30～20:30
- 11/14 (土) 宮城民医連「仮設住宅訪問調査」② (塩釜市・多賀城市)  
環境省「専門委員」田代岳-視察
- 11/15 (日) 11.23 シンポ実行委員会 10:00～12:00  
11.23 シンポ-宣伝行動 13:00～  
「石巻住まい連」総会 13:30～  
「あつたか宮城の会」第3回総会&記念講演 13:00～16:00
- 11/16 (月) 宮入先生(愛知大学) 来所-意見交換 13:00～
- 11/17 (火) センター「事務局会議」 16:00～
- 11/18 (水) 宮入先生(愛知大学)、「震災復興に関する聞き取り調査」同行  
(-午前・県庁、午後・岩沼市役所)
- 11/20 (金) 災害対策全国交流集会 in みやぎ (～21日、松島・ホテル大観荘)  
21～22 同オプショナルツアー (女川町～石巻市～東松島市)
- 11/23 (月・祝) 「市民による女川原発の安全性に関するシンポジウム」 於: アエル
- 11/24 (火) 11.27 「被災者住宅問題相談」記者レク 10:00～
- 11/27 (金) 「被災者住宅問題相談」 13:00～19:00  
県議会開会 (～12/18)
- 11/28 (土) 宮城災対連「焼き出し・何でも相談会」 若林区荒井東復興公営住宅
- 11/29 (日) 第22回全国建設研究・交流集会 (～30日、福島県いわき市)
- 12/01 (火) 指定廃棄物最終処分場-「加美町・断固反対する会」「県民連絡会」  
合同会議
- 12/03 (木) センター「事務局会議」 15:30～
- 12/04 (金) 農民連-東電との賠償交渉
- 12/07 (月) 最終処分場問題で、県知事(県生活部環境政策課)、環境省東北地方環境  
事務所へ申し入れ
- 12/08 (火) 住まいPT
- 12/09 (水) 同 訪問要請(栗原市・加美町・大和町、大崎市、色麻町、仙台市)と  
他市町村長への要請書郵送。
- 12/09 (水) 11.23 シンポ「フォローアップ学習会」
- 12/10 (木) 全国災対連「拡大世話人会」
- 12/13 (日) 環境省主催「県内市町村長会議」
- 12/13 (日) 原発問題住民運動全国連絡センター「総会」
- 12/14 (月) メディカル・メガバンク PT
- 12/15 (火) 反 TPP ネットワーク企画会議
- 12/15 (火) 事務局ミーティング

- 12/18 (金) 「脱原発をめざす県議の会」結成 (県議 20 人)
- 12/19 (土) とりもどそう!立憲主義、民主主義、平和主義  
安保関連法(戦争法)の廃止を求める市民集会 12:00~集会 13:00~パレード
- 12/20 (日) 11.23 シンポ実行委員会 (10:00~12:00)
- 12/20 (日) 最終処分場計画反対「大崎の会」講演と討論のつどい (14:00~16:00)
- 12/22 (火) 広域防災拠点 PT (16:00~ )
- 12/24 (木) 「被災者医療費・介護保険利用料減免継続に関わる」要請 (県社保協)
- 12/24 (木) 原発問題住民運動宮城県連絡センター世話人会
- 12/24 (水) 県民センター事務局会議
- 01/06 (水) 事務局ミーティング
- 01/06 (水) 県春闇共闇「旗開き」
- 01/07 (木) 農民連-東電賠償交渉
- 01/08 (金) 広域防災拠点 PT (10:00~ )
- 01/08 (金) 反 TPP ネットワーク企画会議 (13:30~ )
- 01/09 (土) 兵庫県保険医協会-気仙沼訪問調査 (~11 日)
- 01/12 (火) 被災者医療費・介護保険利用料減免継続に関わる「市長会」要請
- 01/12 (火) JSA 宮城 50 周年記念の会
- 01/14 (木) 東日本大震災みやぎこども育英基金の使途「拡充」について  
の申し入れ・懇談 (県保健福祉部)
- 01/14 (木) 県民センター事務局会議
- 01/15 (金) 住まい PT
- 01/15 (金) 宮城災対連会議
- 01/16 (土) 県民センター「世話人会」
- 01/16 (土) 宮城一般労組新春旗開き&結成 60th レセプション
- 01/17 (日) 阪神・淡路大震災 21 年メモリアル集会 (綱島・横田)
- 01/18 (月) 県原子力安全対策課「申し入れ」
- 01/21 (木) 脱原発をめざす宮城県議の会「勉強会」14:00~
- 01/21 (木) 災害復興公営住宅のいまとこれから-  
生活再建の新しいステージをみんなで考える「シンポジウム」16:00~
- 01/22 (金) 東日本大震災から真の復興を果たすために  
「平成 27 年度宮城県住宅・社会資本再生・復興フォーラム」 9:45~
- 01/22 (金) 21 世紀文明シンポジウム「減災-東日本大震災から 5 年」 13:00~
- 01/24 (日) 女川シンポ Part2 実行委員会 10:00~
- 01/24 (日) 安保法制廃止みやぎネット-キックオフ集会 13:30~
- 01/25 (月) 共産党県議団「中央省庁要請」
- 01/26 (火) 広域防災拠点整備に関わる東北地方整備局との懇談

- 01/27 (水) 反 TPP 宮城ネットワーク「学習会」13:30-
- 01/28 (木) 県保険医協会「医療費窓口負担免除に関するアンケート結果」記者レク  
同 宮城県への「申し入れ」
- 01/28 (木) 原発問題住民運動宮城県連絡センター「世話人会」15:00~
- 01/29 (金) 広域防災拠点 PT 10:00-
- 01/31 (日) 仙台・岩手・福島県弁護士会主催「東日本大震災5周年シンポジウム」
- 02/03 (水) 広域防災拠点整備に関する宮城県担当課ヒアリング
- 02/04 (木) 県民センター「事務局会議」
- 02/05 (金) 住まいPT 16:00-
- 02/06 (土) 民医連「医学生のつどい」実行委員会事務局「学習会&FW」(金田・佐立)
- 02/08 (月) 広域防災拠点問題での仙台市ヒアリング
- 02/09 (火) 被災者「住宅問題」相談会記者レク
- 02/10 (水) 原発住民運動センター「女川原発」署名行動
- 02/11 (木・祝) 原発被害弁護団・県民センター「賠償問題」相談会(石巻市)
- 02/12 (金) 全国災対連「総会」  
被災者医療減免問題での「県広域連合議会」への申し入れ 10:00-
- 02/12 (金) ~13 (土) 被災者「住宅問題」相談会
- 02/15 (月) 被災者医療費減免問題での「仙台市長」への申し入れ 10:30-  
県民センター「事務局ミーティング」17:00-  
TOMMO-PT 18:00-
- 02/17 (水) 被災者医療減免問題での「塩釜市長」への申し入れ(民医連) 13:30-  
広域防災拠点問題での東北地方整備局ヒアリング 17:00-
- 02/18 (木) 被災者医療減免問題での「七ヶ浜町長」への申し入れ(民医連) 13:30-  
3.27 No NUKES パレード 実行委員会 18:00-
- 02/22 (月) 医療問題PT
- 02/24 (水) 民医連「県議向け-仮設住宅訪問行動報告会」11:40-
- 02/25 (木) 住まいPT-「仙台市」との意見交換会 10:00-  
保険医協会「県議向け-医療費アンケート結果報告会」16:00-
- 02/26 (金) 県民センター「事務局会議」
- 02/27 (土) 災対連「炊き出し・何でも相談会」(石巻市蛇田、市営第一復興住宅)
- 02/28 (日) 女川原発シンポ Part2 実行委員会 10:00-  
原発被害弁護団・県民センター「賠償問題」相談会(塩釜市)
- 02/29 (月) 医療費一部負担金免除に関する「県議会請願書」提出  
住まいPT 18:00-  
3.27 No NUKES パレード 実行委員会 18:30-
- 03/02 (水) 反 TPP 宮城ネットワーク「企画会議」13:30-

- 03/04 (木) 県民センター「事務局ミーティング」17:00-
- 03/06 (日) 県民センター「世話人会」  
「なくせ原発、地域住民本位の震災復興を」3.6 秋田県民集会 (及川)
- 03/07 (月) 医療費一部負担金免除に関わる奥山仙台市長との面談 11:40-
- 03/08 (火) 東北大学災害復興新生研究機構シンポ 13:30-  
住まいPT 18:00-  
3.27 No NUKES パレード 実行委員会 18:30-
- 03/10 (木) 3.13 重税反対全国統一行動宮城県中央集会 (金田)  
同 宮城県南集会 (横田)
- 03/11 (金) 大震災から5年「鎮魂の日」 県民センター「声明」発表  
被災地から原発とエネルギーを考える 3.11 メモリアルアクション  
脱原発・3.11 サイレントデモ
- 03/12 (土) 原発被害弁護団・県民センター「賠償問題」相談会 (気仙沼市)
- 03/15 (火) 県民センター「事務局会議」
- 03/15 (火) 3.27No-Nukesu パレード実行委員会
- 03/16 (水) 女川原発再稼働反対街頭署名
- 03/17 (木) 加美町訪問-懇談
- 03/17 (木) 反貧困みやぎネットワークシンポ「下流老人」
- 03/18 (金) 農民連-東電賠償交渉
- 03/19 (土) 5.29 女川シンポ実行委員会
- 03/19 (土) 安保法制の施行に抗議し、廃止を求める 3.19 市民集会
- 03/19 (土) 指定廃「最終処分場問題」での県市長村長会議
- 03/22 (火) 県民センター「事務局ミーティング」
- 03/22 (水) みやぎ災対連会議 18:15-
- 03/23 (水) 住まいPT 16:00-
- 03/26 (土) 炊き出し&なんでも相談会 11:00-13:00 名取市愛島東部団地仮設
- 03/27 (日) 原発住民運動センター「総会・講演会」 10:00-12:00
- 03/27 (日) 3.27 No-Nukesu パレード 14:00-
- 03/30 (水) TPP協定批准反対 宣伝行動 12:00-
- 03/30 (水) 広域防災拠点PT 15:00-
- 04/01 (金) 県民センター「事務局会議」 15:00-
- 04/02 (土) 県議とともに考える「放射能と指定廃棄物最終処分場問題」  
13:30- 加美町中新田図書館
- 04/08 (金) 環境省へのパブリックコメント応募「検討会議」 16:00-
- 04/08 (金) 被災者の医療費・介護保険利用料問題についての「関係者会議」 17:00-
- 04/09 (土) 被災者が希望のもてる復旧・復興を! 東日本大震災-5年のつどい 13:00-

04/11 (月) 県政記者会「レク」 - 環境省へのパブリックコメント応募について  
04/11 (月) 住まいPT 16:00-  
04/14 (木) 全国災対連「拡大世話人会議」 11:00-  
04/14 (木) 反 TPP ネットワーク宮城「企画会議」 13:30-  
04/14 (木) 県民センター「事務局会議」 17:00-  
04/14 (木) 熊本大地震（前震）  
16 (土) 同 本震  
04/17 (日) 災対連「焼き出し・何でも相談会－東松島春まつり」  
04/17 (日) 放射性廃棄物最終処分場建設設計画に反対する大崎の会「講演会・総会」  
04/17 (日) 女性ネットみやぎ「福島原発事故被災地のいまを見て知る」バスツアー  
04/18 (月) 宮城食県連「TPP 批准するな!」地元選出議員要請行動 13:00-  
04/18 (月) 広域防災拠点問題 PT 15:00-  
04/19 (火) 被災者「住宅問題」相談会記者レク 13:00-  
04/20 (水) 宮城食県連「TPP 批准するな!」街頭宣伝行動 12:00-  
04/22 (金) 被災者「住宅問題」相談会 (～23日)  
04/22 (金) 東松島市「脱原発の会」結成総会  
04/24 (日) 5.29 女川シンポ Part2 実行委員会  
04/25 (月) 広域防災拠点 PT  
04/25 (月) 県原子力安全対策課との話し合い 11:00- 県議会棟1階第一応接室  
04/27 (水) 石巻すまい連「第5次市長陳情」 13:00-  
04/28 (金) 県民センター「事務局会議」  
05/01 (日) メーデー(第87回宮城県中央集会)  
05/03 (火・祝) 憲法を活かす宮城県民集会  
05/08 (日) 県民センター「世話人会」  
05/10 (火) 農民連「東電交渉」  
05/10 (火) 住まいPT  
05/11 (水) 熊本地震の被害者救援 被災者切り捨て許すな!

#### 国の責任で復興を 5.11 国会行動

05/11 (水) 女川原発「署名」行動  
5/13 (金) 県民センター「事務局会議」  
5/14 (土) 宮城食県連「終わらない原発被害～丸森町」バスツアー  
5/15 (日) 「5.29 女川シンポ part2」実行委員会  
5/16 (月) 宮城災対連会議  
5/18 (水) 緊急学習会「熊本大地震-大地からの警告」  
5/22 (日) 宮城災対連「焼き出し・何でも相談会」 女川町-石巻沢田仮設住宅  
5/25 (水) 反 TPP ネットワーク宮城-構成団体企画会議

- 5/27 (金) 広域防災拠点 PT  
5/28 (土) 安保法制廃止みやぎ県民大集会  
5/28 (土) 宮城県保険医協会第 46 回定期総会  
5/29 (日) 「事故が起きたら逃げられるのか?」市民による女川原発シンポ part2  
5/30 (月) 県民センター「事務局会議」  
5/30 (月) 医療問題 PT  
5/31 (火) 住まい PT - 石巻  
6/02 (木) 「宮城県広域防災拠点」にかかる公開質問状提出-記者レク  
6/05 (日) 県民センター「世話人会」  
06/06 (月) 住まい P T  
06/07 (火) 医療費・介護利用料免除打ち切りハガキアンケート中間集約①  
-記者レク  
06/07 (火) 食健連・反 TPP 宣伝行動  
06/09 (木) 広域防災拠点問題 P T  
06/10 (金) 医療費・介護利用料免除復活に向けての厚労大臣要請 (東北厚生局)  
06/11 (土) 桜井充議員との懇談 (村口・綱島・横田・菊地・金田)  
06/12 (日) 第 56 回宮城県母親大会 (大崎市)  
06/13 (月) 反貧困みやぎネット「講演会」(日野代表世話人)  
06/14 (火) 県民センター「事務局会議」  
06/14 (火) P S C との懇談 (住まい P T)  
06/15 (水) 広域防災拠点問題 P T

以上